
総研叢書……………第12集

浄土宗僧侶生活訓

—あるべき僧侶の姿を目指して—

	『浄土宗僧侶生活訓』 発刊に思う	藤本浄彦	4
第一章	僧侶―出家・教師として―	松岡玄龍	7
第二章	『浄土宗僧侶生活訓』 作成の目的		17
	一、僧侶への社会的信頼の低下		18
	二、浄土宗僧侶と円頓戒		22
	三、資質向上に向けて		26
	四、生活訓条項		28
第三章	『浄土宗僧侶生活訓』		31
	指針・生活訓条項・凡例		32
	第一条…浄土宗僧侶は、朝夕の勤行を怠らず、日課念仏に励むべき事。		35
	第二条…浄土宗僧侶は、凡夫の自覚を持つべき事。		41

第三条	浄土宗僧侶は、仏教・浄土宗の教えを学び、自ら説くべき事。	46
第四条	浄土宗僧侶は、傲慢な態度を慎み、丁寧な対応を心がけるべき事。	56
第五条	浄土宗僧侶は、寺院の清掃に努めるべき事。	63
第六条	浄土宗僧侶は、質素儉約な生活を心がけるべき事。	67
第七条	浄土宗僧侶は、振る舞いや身だしなみに気をつけるべき事。	72
第八条	浄土宗僧侶は、飲酒を控えるべき事。	80
第九条	浄土宗僧侶は、誹謗中傷を慎むべき事。	87
第十条	浄土宗僧侶は、家族と互いに敬いあうべき事。	93
第十一条	浄土宗僧侶は、他者に寄り添うべき事。	99
第十二条	浄土宗僧侶は、法務にあたって営利を目的とせざるべき事。	105
おわりに	110
	齊藤舜健	

『浄土宗僧侶生活訓』 発刊に思う

前浄土宗総合研究所所長
大本山くろ谷金戒光明寺法主

藤本浄彦

豊岡鎌尔前宗務総長の執務方針の一つに「宗侶の資質向上」がありました。現代社会における僧侶の在り方への積極的問いかけを、「浄土宗劈頭宣言」の「愚者の自覚を 家庭にみ仏の光を 社会に慈しみを 世界に共生を」と発揚し、その具現化を「お念仏からはじまる幸せ」として提示したと思います。その原点は「あるべき僧侶の姿」を常に課題とすることだと思われまます。

浄土宗僧侶の、在るべき在りようについては、江戸時代中期の『蓮門住持訓』が、伝統的に僧侶たる者の羅針盤でした。その重要性を相続する意図から、平成十七（二〇〇五）年に現代語訳本が出版され、その発刊に当たって元浄土宗総合研究所所長石上善應（一九二九―二〇二二）先生が述べられておられることでもあります。すなわち、

すでに江戸時代中期の学僧・貞極上人の『蓮門住持訓』とそれに感激した佛定上人の『続・蓮門住持訓』は、当時の寺院を護持する僧侶は日常をいかに処し、本来の生き方・在り方をすべきであるかを真剣に訴えています。時代・人心がどれほど変化しようとも、

時代を超えて僧侶たる者のあるべき姿を貞極・佛定両上人は江戸中後期の浄土宗僧侶に向けて憂愁と情熱を注いで訴えたことを、廿一世紀現代を生きる私どもは汲み取らなければなりません。本尊阿弥陀如来に給仕して念仏の至宝を弘め檀信徒を教化する僧侶であることに少しの相違もありません。(現代語訳『蓮門住持訓』序文の趣意)

廿一世紀現代は、ひよつとするとそれ以上に複雑な危機・憂愁状況が寺院と宗侶に迫ってきているのではないでしょうか。今般、そのような現代社会における問題意識のなかで、宗侶の原点ともいえる「古くて新しい課題」を、「あるべき僧侶の姿を求めて」浄総研の研究班が八年近く議論に議論を続け検討を重ねて、今、ここに発刊するものです。

「古くて新しい課題」であるゆえに「あるべき僧侶の姿」をめぐる種々の意見がもたらされるに違いありません。それ程に重要な課題です。しかし歴史的に振り返れば、宗侶は常に「あるべき僧侶の姿」を真剣に自問自答しながら精進するときに、真実の自行化の実践者として社会(世間)における存在感を発揮し得るのでしょうか。読者諸賢の建設的な意見交換の輪が拡がることを期待し続けます。

合掌

第一章 僧侶―出家・教師として―

僧侶―出家・教師として―

北海道第二教区 天龍寺

松岡玄龍

はじめに

令和二年、戦後国民の誰もが想像だにしない疫病、新型コロナウイルスが全国に拡散した。マスクをかけ、手指を消毒し、換気を心がけ、外出を制限し、あらゆる日常生活の行動変容を余儀なくする日々が続いている。飲食業をはじめとして観光業者、教育や物流に至るまで影響を受け、日常生活が不便で息苦しいものとなっている。宗教行事もまた変化を余儀なくされ、法要の中止・延期、檀信徒の法事・月参り・棚経の取り止め、更には葬儀式で家族との対面も出来ず火葬にふされる直葬、少人数での家族葬という名の葬儀形態が増えつつある。

コロナは変異し、押し寄せる波のように第何波と罹患者の数は上下を続けている。

科学、医療の研究によって、いちはやく収束を願いたいだが、その時が来て、果たして従前の様な社会生活や仏事の形態が戻るのか懸念されるところである。

人口の減少・少子化の時代を迎え「墓じまい」の風潮も広がりを見せる昨今、「故人の供養より生きているものの幸せ」と公言する人も少なくない。今日、亡くなった人の逝く先もマスコミをはじめ一様に「天国」と称するようになった。おそらくは漫然と幸せの世界としたものであろうが、少なくとも昭和の初め頃までは一部の宗教を除いて、故人は「極楽」へとか「お浄土」へとか、処を定めて言い表していた様に記憶している。

葬儀式の形式も本来宗教儀式を為すべきものが、業者の演出によるイベントの一部と化すことも珍しくない。

あるアンケートで仏教・寺院そして僧侶のイメージを問うたところ、「良い」と回答があったのは仏教が90%、寺が25%であるものの、僧侶に対しての良いイメージは10%に止まっている。この低い評価は何が原因であろうか。巷間いわれる「寺離れ」の現象も実は僧侶の日頃の教化の欠如と世間からの信頼の不足にあるのではなからうか。

出家者としての僧侶

「出家」とは文字どおり世俗の執着を捨て仏道修行に入ることであるが、我が国の現在の出家とは在家的出家ともいえる。明治五年の太政官布告に「いまより僧侶、肉食・妻

帯・蓄髪等勝手たるべき事」との発布により、時を経るとともに現在の出家(僧侶)の様相が造られてきた。明治政府としては、維新後、僧侶の立場を身分から職分(職業)に変更し、これまでの特権を廃止する政策を用いた。以降、僧侶の世俗化が始まり、厳密にいえば本来の出家とは隔たりを見せる特殊な形態となっている。

浄土宗においては、得度式をもって剃髪を行い僧侶としてのスタートをきる。寺院の子弟である年少者や、新たに僧侶の道を歩む新発意たちはその時、どれほどの出家者としての意義を感じることが出来たのであろうか。

かつて私が布教師の道を歩もうと師僧に相談をしたときに、師は「法を説く以上何があっても中途で帰る事は出来ない」「親の死に目に会えん覚悟で」と諭され、「流転三界中 恩愛不能断 棄恩入無為 真实報恩者」と報恩偈を授与された。得度式では、ただ復唱しただけの偈文に、改めて出家の重きを感じた。

現在の僧侶の多くは、寺院の子弟である。

古典芸能など家元制度の社会では、幼少の時からその環境の中で育つ事で、他にぬきんだ才能を顕すことがあるように、世襲の寺育ちも伝統を継承して、よい僧侶となる場合もある。しかし、師弟ではなく、親子の延長で家業を引き継ぐ意識しかない僧侶の中には存

在する。

出家について、宗祖法然上人は「現世を、すぐべき様は、念仏の申されんかたによりて、すぐべし」と仰せられ、在家、出家、の区別や、妻子や財産などの有無にかかわらず、念仏の助けとなるか、ならないかによって生活するよう諭されておられる。また『念仏往生要義抄』に「阿弥陀仏は善悪・持戒破戒・在家出家・有智無智を問わず、ただ念仏申せば来迎をされる」と示されておられる。

少なくとも念仏往生については出家、在家の隔りはない。

浄土宗僧侶として、出家としての一分とは、持戒につとめ、み仏に奉仕しながら、世俗・一般人から敬意の念を持たれる言動を保持することが求められるのではなからうか。単に個人にとどまらず、寺庭のあり方も夫婦、親子が念仏を中心として和合の生活を営むならば、在家的出家としての存在意義があるものと考ええる。

教師としての僧侶

浄土宗の規則では「僧侶を分けて、教師、助教師及び宗徒とする」とされている。すなわち僧侶は、浄土宗の教義・作法を教え伝える師匠とならなければならぬ。

宗祖法然上人は「念仏の興行は愚老一期の勸化なり」と仰せになられ、念仏を全国に広めることを後に求められた。上人御入滅ののち、専修念仏の教えは僚原の火の如く国中に伝播された。その教えは、八百年を過ぎた今も広がりを見せているであろうか。

江戸時代に入って、幕府はキリシタンの禁止と宗教の統制のために法度を出し「宗門改め」「寺請け制度」の実施によって、寺檀関係が確立され、人々はいずれかの寺院に所属しなければならなくなった。このことで庶民は寺院に対して従属的なつながりを持たねばならなくなり、檀家である証として境内に墓を建て、葬儀、法事等の亡者に対しての追善回向をすることによって帰属していることを表すことになった。寺院の檀家は固定化され、選択によって宗旨・寺院を替えることはなくなり、宗派による布教教化も対外的な必要がなくなり、所属する檀家に対しての内向きものが主となった。徳川幕府二百六十年を経て明治に入り、人々がそれらの制度に縛られることはなくなったが、これまで帰属していた宗旨は、代々その家の宗旨となつて、今日もそれを踏襲していることが多い。

檀家制度は寺院運営にとって有用であり大切なものであるが、時代を経るごとに宗派の帰属意識は薄れてきている。かつては代々一か所に定住していたものがその職業によって各地に移住することになり、新しい菩提寺を選ぶとき、必ずしも家の宗旨からではなく、

親近の寺院や僧侶を選んで檀信徒になる場合も多くなってきた。一方で寺院・僧侶側でその宗の教線を広げる努力がなされているかと見れば、故人の追善回向のみに終始している現状も見受けられる。

さらに寺院の住職そのものが四代・五代と世襲され家業同然の様相で、自坊のみ維持することに腐心して宗旨の広まりを意識しないケースも有るようである。

法然上人は「念仏の声するところみな余が遺跡なり」と専修念仏の教えの広まりを願われた。今日、上人の願意に適った教化をわれわれ僧侶は行っているであろうか。

『統蓮門住持訓』を著した仏定上人は「僧侶として資格をいただいたのは、仏法を広め人々を教化するためではなかったのか」と論している。

世間では、同じ仏教だからといって、宗派の教えの違いを意識しない人もいる。宗旨はそれぞれの祖師が多くの経典や修行によって開宗されたものであって、その教えを伝えることが僧侶・教師の使命である。

我々教師が社会の人々に教え伝えていくものは、念仏によって救われる道にほかならない。

原点に帰って、浄土宗僧侶の使命は「阿弥陀仏の極楽を求め」「阿弥陀仏を信じ」「本願

の念仏を声に出して称える」いわゆる「所求・所帰・去行」を教え伝えることである。

今日の我々僧侶の勤めとして多くは、故人の供養のための念仏が主となっていて、現在する者が自身往生のために念仏することを教え伝えていない。法然上人の念仏の声する所とは、決して故人の追善回向のことではなく、自身が自身のために念仏する声の所である。新型コロナウイルスの蔓延で、国中が病死の恐怖を感じないわけにはいかなかった。過去において疫病が流行した時には、疫病退散の祈祷や死後の来世を思う人々が現れ、新たな宗教の派生もあったが、このたびの疫病では来世を模索する傾向はほとんど見られなかった。来世を示す仏教の僧侶が、いかに平素から正面を向いて説き教えていないか、避けて通っているかの証左でもあろう。

現在の我々僧侶にとって、出家も教師も本来の意義からして現状にそぐわぬことも多々あるはずであるが、成り立ち、経緯を考え、軌道修正することも肝要であろう。

僧侶には聖性が求められる。余人をして為せぬことを為すことが僧侶の本分であり、そのための研鑽を深め、向上、精進をして行かなければならない。

令和元年に開催された浄土宗総合研究所シンポジウム「あるべき僧侶の姿を目指して―『浄土宗僧侶生活訓』の公開―」にて『浄土宗僧侶生活訓』パイロット版が公開された。

そのシンポジウムの基調講演において、私は僧侶に求められる「聖性」の観点から『生活訓』の意義を訴えた。その際、聖性を、「一般人とは異なることを為し、人を導く力を備えているという性格を有している者を指す」と述べた。教えを伝えて受け容れられることを可能にするのが聖性なのである。かつて僧侶は厳格な出家生活を行うとされることで聖性が保証されていたのであろうが、今やその姿は「在家的出家」とでも言うほかないものになってしまった。それは俗化であるかもしれないが、一方で僧侶が一般の人びとと同じ目の高さにあることを意味する。そのことでより一層、現代の日本社会に相応した僧侶として教化につとめることが求められるのではないか。その場合、その姿が僧侶たることを離れてはならない。法然上人の教えを伝えることを使命とする浄土宗僧侶一人ひとり、二十一世紀の現在、「婚姻・世襲・兼業」という現実」の中にあつて、いかにあるべきか自問し、自ら行動に答えを見出すみちしるべとして『浄土宗僧侶生活訓』を活用していただくことを願うものである。

第二章 『浄土宗僧侶生活訓』作成の目的

一、僧侶への社会的信頼の低下

昨今、宗内において、僧侶の資質向上が叫ばれる中、平成28年度から教師研修会が導入された。ここでいう僧侶の資質向上とは、何を意味するのだろうか。これについて、当時の豊岡宗務総長は、檀信徒から信頼を得ることが僧侶の資質向上につながると述べている。⁽¹⁾僧侶に対する社会的信頼の低下が著しいことは、書籍・新聞・雑誌・インターネット上等においても見られる。⁽²⁾

また、我が宗内においても浄土宗総務局（平成29年当時、現在は総務部、以下、総務局）には「浄土宗僧侶・寺院に関する意見・相談情報」といった形で僧侶についての意見・相談などが寄せられている。そこで、総務局より平成25年度から28年度に寄せられた浄土宗僧侶・寺院に対する意見・相談情報を提供いただいた。詳細は以下の通りである。

1 意見・相談情報の総件数及び年度別件数

総件数	平成25～28年度	280件
年度別件数	平成25年度	61件

2

意見・相談の内容の分類別件数及び比率（※円グラフ参照）

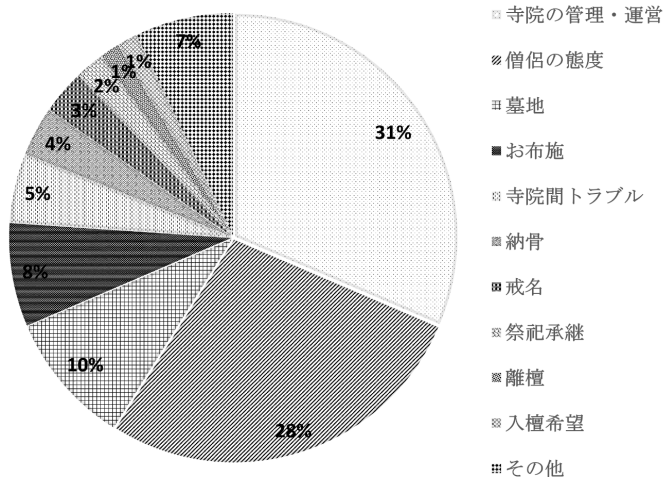
	平成26年度	54件
	平成27年度	49件
	平成28年度	44件
継続案件（複数年度にわたる案件）	72件	
1. 「寺院の管理・運営」	88件	（31%）
2. 「僧侶の態度」	77件	（28%）
3. 「墓地」	27件	（10%）
4. 「お布施」	21件	（8%）
5. 「寺院間トラブル」	14件	（5%）
6. 「納骨」	10件	（4%）
7. 「戒名」	9件	（3%）
8. 「祭祀承継」	6件	（2%）
9. 「離檀」	4件	（1%）
10. 「入檀希望」	4件	（1%）
11. 「その他」	20件	（7%）

このような意見・相談情報は檀信徒や社会からの生の声であり、僧侶がどのような局面で檀信徒や社会から信頼を失う原因となりうるのかを端的に示すものである。したがって、私たちが襟を正す貴重な材料といえる。総務局に寄せられた意見・相談の分類別件数11項目中、1.「寺院の管理・運営」(31%)は、寺院を管理・運営する住職に対する意見であるから、檀信徒からの相談が多くを占めると考えられる。2.「僧侶の態度」(28%)と合わせると、僧侶と檀信徒との関わりのなかで示された問題が全体の過半数を占めるといえよう。

『浄土宗宗綱』に「本宗の目的は、宗祖法然上人の立教開宗の精神に則り、本宗の教旨をひろめ、儀式を行い、僧侶、檀信徒、その他の者を教化育成し、本宗を護持発展させることにより、世界平和と人類の福祉に寄与するにある」(第一章第二条第2項)とあるように、念仏の実践と信仰を人々に伝え広めることが、現代において法然上人の精神を發揮することであり、浄土宗僧侶の使命であろう。

しかし、このことは檀信徒との信頼関係が構築されて、初めて成しうることなのである。

平成25年～平成28年度総務局に寄せられた意見・相談内容の比率



二、浄土宗僧侶と円頓戒

浄土宗僧侶の言動の規範となる理想の僧侶像は、もちろん宗祖法然上人である。私たち浄土宗僧侶が、万分の一でも法然上人の言動を自らの上に具現しようとする心がかかるべきことはいままでもない。

一方で、僧侶とは、仏教徒が帰依すべき「仏・法・僧」の三宝のうち、僧宝（僧伽＝教団）の構成員（侶）である。僧伽は、所属する一人ひとりの僧侶が持戒していることによって清浄に保たれる。そのことによって、世間の人々から僧伽と僧侶の聖性が認められるのである。それゆえに、僧侶は時代を問わず持戒が求められてきた。

浄土宗僧侶は、『僧侶分限規定』によれば「伝宗伝戒を受け、年齢二十年に達した者で僧階を敘任された者をいう（第六章三十一条）」とある。伝戒によって円頓戒を授けられた僧侶は、その言動も円頓戒を念頭に置いたものでなければならぬ。浄土宗僧侶の聖性は、その言動の在り方、すなわち円頓戒の持ち方たもに関わるものといえる。

しかし、浄土宗僧侶が円頓戒を厳格に持っているとは言い難いのが実情である。円頓戒は、具体的には『梵網経』に説く十重禁戒、四十八軽戒をその条項とするが、今や十重禁

戒の一々の条項すら失念している場合もあろう。円頓戒を単なる紙切れか通過儀礼のように捉えることは、浄土宗僧侶のアイデンティティや存在意義を揺るがすことになる。

法然上人は、戒の重要性に関するお言葉をいくつか残されている。

・我がこの身は、戒行において一戒をも保たず。

〔『四十八卷伝』卷六（『聖典』六・六一頁）〕

・（問）我等ごときの輩、固く十重をも持たず、〈中略〉ただ弥陀の本願を仰ぎて、決定往生の思いをなし侍るは、往生し侍るべしや」と。上人宣わく、「その条勿論なり。〈後略〉」。

〔『四十八卷伝』卷二四（『聖典』六・三五五頁）〕

・それ十重を保ちて十念を唱えよ。四十八軽を守りて四十八願を馮むは、心に深く希う所也。凡そ何れの行をもつばらにすとも、心に戒行を保ちて、浮囊を守るが如くにし、身の威儀に油鉢を傾けずば、行として成就せずという事なし。願として円満せずという事なし。然るを我等或は四重を犯し、或は十悪を行ず。彼れも犯し此れも行ず、一人として真の戒行を具したる者はなし。

〔『四十八卷伝』卷三二（『聖典』六・五二九〜五三〇頁）〕

・一、持戒の者の念仏の数遍の少なきと、破戒の者の念仏の数遍の多きと、往生の後の位

の浅深、如何候べきと。上人、座し給える畳を指して宣わく、畳のあるに就きて、破れたると破れざるとをば論ずべきなり。畳なくば、如何破れたると、破れざるとをば論ずべきや。その様に、末法の中には持戒もなく、破戒もなし。唯名字の比丘のみあり。伝教大師の『末法灯明記』に、その旨明らかなり。この上は持戒・破戒の沙汰あるべからず。斯の如くの凡夫の為に起こし給う本願なれば、唯、急ぎても急ぎても名号を称すべし

〔『四十八卷伝』卷四五（『聖典』六・七〇四頁）〕

これらのお言葉から、法然上人の戒に対する態度が窺える。

法然上人の指示に従うことを行動の規範とする浄土宗僧侶は、持戒に対して、このよ
うな法然上人と同じ認識を持つべきであろう。法然上人は、往生の得否に持戒、破戒、無
戒は関らないという態度を貫かれている。その一方で、持戒の重要性を認めていながら、
法然上人ご自身については、「戒行において一戒をも保たず」という自己認識があった。

つまり、浄土宗僧侶が円頓戒に向き合う時、恵谷隆戒師が、「即ち三聚浄戒を實踐し、
四思（原文ママ）報恩を履行せんとすればするほど、自己の破戒無慚の凡愚であること
より強く認識するのみにとどまって、結局即身成仏、三学具備の理想実現は不能であるこ
とを自覚するに止まる。〈中略〉聖道門自力の生活の行き詰りは、反対価値との矛盾相の

拡大さの認識の深みより来るものであって、この認識が深みに行くに従って、自己反省が深刻になり、痛切なる自己反省の結果は、悪の意識は罪の意識と変り、自己の罪業深重なることに目醒めて来るのである」と指摘する³⁾ように、持戒は絶対的に必要だけでも、持戒し得ない自己がここにある、という罪の意識に目醒める必要性が求められることになる。このことは、円頓戒の一々の条項が言動を規定するものと見るのではなく、それを持とうとしても、持つことができない自分自身を照らし出す光として位置づけることができる。

ならば、浄土宗僧侶として円頓戒を授けられ、本来その条項をすべて遵守すべきにもかかわらず、それができない自己であることをはっきりと自覚し、それを徹底的に自己批判する態度こそが浄土宗僧侶としてあるべき姿ではなからうか。凡夫の自覚の徹底が、必要なのである。

三、資質向上に向けて

浄土宗僧侶のあるべき姿を提示した代表的な書物に江戸期に刊行された貞極上人の『蓮門住持訓』と佛定上人の『続蓮門住持訓』がある。そこには、浄土宗僧侶の自行化他を中心としながらも、さらには常に他者の視線に晒される僧侶という問題意識の上から、僧侶のあるべき姿が提示されている。このように、私たち僧侶が、常に他者からどのように見られているかを意識する、という事は、例えば法然上人も、「菩薩の譏嫌戒とて人の譏になりぬべき事をばなせそ、とこそ誠められたれ」と述べ、その重要性を指摘している。また、円頓戒を始めとする戒法において、戒は性重戒と譏嫌戒の二種に大別され、本来的な悪事の性重戒に対して、譏嫌戒は、世間からの譏嫌（そしり）を止めるための条項（例えば飲酒等）として制定された戒である。この譏嫌戒という考え方が、『浄土宗僧侶生活訓』（以下、『生活訓』）を作成するにあたり、中心に据えるべき問題意識だと考える。

ところで、現代の浄土宗僧侶は「婚姻・世襲・兼業」という現実の中に生きており、法然上人の在世の頃や江戸時代とでは僧侶を取り巻く環境も大きく変化している。かつて、僧侶は出家者として独身であり、寺院の継承が血縁関係を前提とすることはなく、寺院の

生活を保つために他の職業によることは想定されていなかった。しかし、近年では『第7回浄土宗宗勢調査報告書』（令和元年9月）によれば、住職の20・0%が兼職、兼職経験が21・5%であり、合わせると約4割が兼職ということになる。また、住職の出身は、79・1%が浄土宗寺院、19・2%が在家である。設問自体が、世襲か否かを確認することが目的でないから、浄土宗寺院出身者のすべてが世襲とは限らないが、この内の大多数は世襲であると考えても差支えはなからう。このことは、同時にそれだけ多くの僧侶が婚姻していることを示している。寺院の世襲は、僧侶のあり方を巡ってしばしば問題視されるが、世襲は婚姻の結果であり、寺院の経営基盤の問題から家族を養い寺院を護ってゆくために兼業を余儀なくされるのが現状である。

したがって、「婚姻・世襲・兼業」といった僧侶を取り巻く環境の変化は、現代社会において寺院の役割を発揮しようとする僧侶のあり方の現実である。

このような僧侶の現実を踏まえて、私たち浄土宗僧侶が現代社会のなかでどのように見られ、どのような点で信頼を失うのかという視座から、檀信徒や社会から信頼を得るために何を考えて行動すべきであるのかを模索し、その行動の指針となるような推奨事項や禁止事項を十二の条項からなる『生活訓』として作成した。

四、生活訓条項

十二の条項は、以下の通りである。

第一条…浄土宗僧侶は、朝夕の勤行を怠らず日課念仏に励むべき事。

第二条…浄土宗僧侶は、凡夫の自覚を持つべき事。

第三条…浄土宗僧侶は、仏教・浄土宗の教えを学び、自ら説くべき事。

第四条…浄土宗僧侶は、傲慢な態度を慎み、丁寧な対応を心がけるべき事。

第五条…浄土宗僧侶は、寺院の清掃に努めるべき事。

第六条…浄土宗僧侶は、質素儉約な生活を心がけるべき事。

第七条…浄土宗僧侶は、振る舞いや身だしなみに気をつけるべき事。

第八条…浄土宗僧侶は、飲酒を控えるべき事。

第九条…浄土宗僧侶は、誹謗中傷を慎むべき事。

第十条…浄土宗僧侶は、家族と互いに敬いあうべき事。

第十一条…浄土宗僧侶は、他者に寄り添うべき事。

第十二条…浄土宗僧侶は、法務にあたって営利を目的とせざるべき事。

これらの条項は、『和語灯録』や『四十八卷伝』にみられる法然上人自身の言動や、円頓戒の一々の内容、『蓮門住持訓』と『続蓮門住持訓』に照らし合わせ、さらに新聞・雑誌等で批判される現代の僧侶の言動を踏まえて選定した。『蓮門住持訓』『続蓮門住持訓』の時代と現代とでは前提となる僧侶の立ち位置が大きく異なるが、見習うべき点が多々ある。

『生活訓』が、私たち浄土宗僧侶の襟を正す一助となれば幸いである。

(1) 当時の豊岡宗務総長は平成二八年度、京都開催におけるシンポジウムの開会挨拶において、求められる僧侶の資質について、「檀信徒から信頼される僧侶」と発言され、また平成三〇年『宗報』一月号で、「就任以来言い続けていることですが、僧侶、いかにあるべきかを考え、それは檀信徒に信頼される僧侶であるとし、その育成を目指して頑張っております」と述べ、檀信徒から信頼される僧侶＝僧侶の資質向上につながると考えておられる。

(2) 勝桂子『いとお坊さんひどいお坊さん』（ベスト新書、二〇〇一年）。

(3) 恵谷隆戒『改訂円頓戒概論』（大東出版社、一九七八年、一五〇頁）。

(4) 『和語灯録』巻一〈往生大要抄〉（『聖典』四・三〇九頁）。

第三章 『浄土宗僧侶生活訓』

◎ 指針

浄土宗僧侶は、善導大師の「自信教人信」の精神に則り、自らは阿弥陀仏の本願を信じ念仏を実践し（自信）、一人でも多くの人々へ念仏の教えを伝え広めること（教人信）を使命とする。そのために、僧侶としての資質を高め、人々から信頼される僧侶を目指す。

◎ 生活訓条項

第一条…浄土宗僧侶は、朝夕の勤行を怠らず、日課念仏に励むべき事。

第二条…浄土宗僧侶は、凡夫の自覚を持つべき事。

第三条…浄土宗僧侶は、仏教・浄土宗の教えを学び、自ら説くべき事。

第四条…浄土宗僧侶は、傲慢な態度を慎み、丁寧な対応を心がけるべき事。

第五条…浄土宗僧侶は、寺院の清掃に努めるべき事。

第六条…浄土宗僧侶は、質素儉約な生活を心がけるべき事。

第七条…浄土宗僧侶は、振る舞いや身だしなみに気をつけるべき事。

第八条…浄土宗僧侶は、飲酒を控えるべき事。

第九条…浄土宗僧侶は、誹謗中傷を慎むべき事。

第十条…浄土宗僧侶は、家族と互いに敬いあうべき事。

第十一条…浄土宗僧侶は、他者に寄り添うべき事。

第十二条…浄土宗僧侶は、法務にあたって営利を目的とせざるべき事。

〔凡例〕

- (一) 本章では一二条からなる「生活訓条項」について解説した。
- (二) 解説に当たっては「条項に関連する事項」、「要点」、「解説」の三部構成にした。
- (三) 「条項に関連する事項」の内容は以下の通り。
 - (1) 「法然上人のお言葉から」
『浄土宗聖典』(浄土宗) や井川定慶編『法然上人伝全集』(法然上人伝全集刊行会) から各条項に関連する法然上人のお言葉を示した。
 - (2) 『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から
『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』の現代語訳(『蓮門住持訓』、浄土宗総合研究所編、浄土宗、二〇一二年) から各条項に関連する部分を示した。
 - (3) 「円頓戒から」
『梵網経』所説の十重禁戒・四十八輕戒から各条項に関連する戒を示した。
戒の名称は太賢『梵網経古迹記』(『大正蔵』卷四〇、六八九〜七一八) に拠る。
- (四) 「条項に関連する事項」を参考として「要点」では各条項の内容を簡潔に示し、「解説」ではその「要点」について更に詳しく述べた。

第一条…浄土宗僧侶は、朝夕の勤行を怠らず日課念仏に励むべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

源空は、「大唐の善導和尚の教えに従い、本朝の恵心の先徳の勧めに任せて、称名念仏の勤め長日六万遍なり。死期、漸く近づくによりて、また一万遍を加えて、長日七万遍の行者なり」とぞ、仰せられける。
〔四十八卷伝〕卷六〔聖典〕六・六三頁〕

一、日所作は、必ず数を定め候わずとも、読まれんに従いて読み、念仏も申し候べきか。答、数を定め候わねば、懈怠になり候えば、数を定め候が良きことにて候。

〔四十八卷伝〕卷二二〔聖典〕六・三二一頁〕

一、念仏をば、日所作に、幾らばかり当ててか申し候べき。答、念仏の数は、一万遍を初めにて、二万、三万、五万、六万、乃至十万まで申し候なり。この中に御心に任せて、思し召し候わんほどを、申させおわしますべし。

〔四十八卷伝〕卷二二〔聖典〕六・三二一頁〕

一、毎日の所作に、六万、十万の数遍を、念珠を繰りて申し候わんと、二万、三万を念

珠を確かに一つずつ申し候わむと、何れか良く候べき。答、凡夫の習い、二万、三万を当つとも、如法には叶い難からん。ただ、数遍の多からんには過ぐべからず。名号を相続せんためなり。必ずしも数を要とするには非ず、ただ常に念仏せんがためなり。数を定めぬは懈怠の因縁なれば、数遍を勧むるにて候。

〔四十八卷伝〕卷二二〔聖典〕六・三三三頁〕

・故上人の仰せられ候いしは、在家の暇なからむ人は、一万、二万等をも申すべし。僧尼等とて、さまを変えたらむ印には、三万、六万等を申すべし。如何にも多く申すに過ぎたる法門はあるべからず。〔四十八卷伝〕卷四六〔聖典〕六・七二六〜七二七頁〕

・問いていわく、日別の念仏の数遍、相続に入る程はいかんが計らいせうろべき。

答う、善導の御釈によるに、一万以上は相続にてせうろべし。ただし一万遍をも急ぎ申して、さてその日を暮らさん事はあるべからず。一万遍なりとも一日一夜の所作とすべきなり。総じては一食の間に三度ばかり思い出ださんはよき相続にてあるべし。それは衆生の根性不同なれば一進なるべからず。ころざしだに深ければ自然に相続はせらるるなり。

〔和語灯録〕卷四〔十二問答〕〔聖典〕四・四三六頁〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・「よく寺を持つ」ということは、朝、夕、或は二時、三時、ないし六時の勤行を怠りなく勤め、前に亡くなった精霊を真実に偽りなく回向して弔い、学問修行を積み、同じ寺に住む初心の者に至るまで、邪欲を離れ如法に信者・檀家からの布施を受け、貧富を心にかけて日夜を送り、往生を願い、日課の念仏を怠ることなく、常に身の程を恥じる心を懐きながら生活するということである。

(六頁)

・住職として自ら修すべき行を怠け、内外共に怠け怠っているならば、必ず一生涯何らかの災いから逃れることは難しい。これはむなしくも受け入れるべき現世での罰である。私を知るところ、そのような人は少なくない。慎んで善導大師の厳しい教えに恭しく従い、日課の念仏を三万遍以上、心を込めて勤めるべきである。仮にも自分自身が行をも修せず、安心も具えていないのに、どうして人々を勸化することができようか。必ず仏様に全てを見通されていることを恥じて、骨の髄までも徹底して真実に修め入りなさい。

(三三二～三三三頁)

・日課称名を勤めることは、住職にとって非常に大切なことである。親しいか疎遠か、老いも若きも区別なく、その寺の檀家はもちろん、およそ百遍以上、力と心を尽くし、親

身になって日課称名を勧め、道綽禪師の行跡をお慕いすべきである。(中略)さて、先にも述べた通り、自行が第一の基本であるから、人々に日課称名を勧めるにしても、自行をますます励むべきである。善導大師も「自ら信じ、人を教えて信ぜしむるは、難が中にうたた更に難し」と説いておられる。このように念仏を勧める人を讃え奉るほどに、このことを思い知るべきである。もともと、日課称名授与の作法も、兼ねてからその心得が具わっているのである。

(三九～四〇頁)

◎要点

法然上人の教えは、『一枚起請文』の「智者のふるまいをせずしてただ一向に念仏すべし」の一節に集約される。また、法然上人が同じ『一枚起請文』に「ただ往生極楽のためには南無阿弥陀仏と申して」と述べられているように、私たち浄土宗僧侶にとつての人生の最重要テーマは、念仏を称え自らが極楽往生を遂げることに他ならない。極楽浄土に往生を遂げるために、法然上人は日々の勤めとして日課念仏を奨励されているのである。

◎解説

私たち浄土宗僧侶の勤めは、『蓮門住持訓』に「よく寺を持つ」ということは、朝、夕、或は二時、三時、ないし六時の勤行を怠りなく勤め、前に亡くなった精霊を真実に偽りなく回向して弔い（中略）往生を願い、日課の念仏を怠ることなく、常に身の程を恥じる心を懐きながら生活するということである」とあるように、日々の勤行のなかに、亡き檀信徒の回向を勤め、念仏を申す生活を続け（相続）、毎日自分に課した数の念仏を称えること（日課念仏）に励むことであるといえる。

法然上人は日々、六万遍、七万遍の数の念仏をお称えされていた。法然上人の日課念仏の立場は、「ただ、数遍の多からんには過ぐべからず。名号を相続せんためなり。必ずしも数を要とするには非ず、ただ常に念仏せんがためなり。数を定めぬは懈怠の因縁なれば、数遍を勧むるにて候」と述べられているように、単に念仏を数多く称える事を勧められているのではない。あくまで、念仏を相続せんがための日課念仏であり、怠け心を防ぐために一日に称える念仏の数を定めるのである。

私たち浄土宗僧侶は、事あるごとに檀信徒に念仏を勧めるが、果たして私たち自身が檀信徒に胸を張って勧めることができるだけの日課念仏を勤めているであろうか。

そもそも私たち浄土宗僧侶は、伝宗伝戒道場において日課誓約を受け、「能く持つ」と仏前にて誓った身の上である。また五重相伝、授戒会などの折には、檀信徒に対し日課念仏を授ける立場にある。ならば、善導大師の「自信教人信」の言葉通り、私たち僧侶が、まず日々の勤行を怠らず、日課念仏に日々精進し、その上で檀信徒にも日課念仏を勧めなければ、説得力のない空虚なものになってしまう。

法然上人は「問いていわく、日別の念仏の数遍は、相続にいるほどは、いかんがはからいそうろうべき」という問いに対して、「答う、善導の御釈によるに、一万以上は相続にてそうろうべし」とお答えになられている。自らの襟を正す意味においても、法然上人のこのお言葉に添うよう心がけるべきではないだろうか。

第二条…浄土宗僧侶は、凡夫の自覚を持つべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・我、浄土宗を立つる心は、凡夫の報土に生まるることを、示さむためなり。

〔『四十八卷伝』卷六（『聖典』六・六五頁）〕

・出離の志深かりし間、諸の教法を信じて、諸の行業を修す。おおよそ仏教多しといえども、所詮戒定恵の三学をば過ぎず。所謂小乗の戒定恵、大乘の戒定恵、顕教の戒定恵、密教の戒定恵なり。しかるに、我がこの身は、戒行において一戒をも保たず。禪定において一つもこれを得ず。人師積して尸羅清浄ならざれば、三昧現前せずと言えり。また、凡夫の心は、物に従いて移り易し。例えば、猿猴の枝に伝うがごとし。真に散乱して動じ易く、一心静まり難し。無漏の正智、何によりてか起こらんや。もし、無漏の智剣なくば、いかでか悪業煩惱の絆を絶たんや。悪業煩惱の絆を絶たずば、何ぞ生死繫縛の身を、解脱することを得んや。悲しきかな悲しきかな、いかがせんいかがせん。ここに、我等ごときは、すでに戒定恵の三学の器に非ず。この三学の外に、我が心に相応する法

門有りや。我が身に堪えたる修行や有ると、万の智者に求め、諸の学者に訪いしに、教うるに人もなく、示す輩もなし。

〔四十八卷伝〕卷六〔聖典〕六・六一～六二頁〕

・我はこれ、烏帽子も着ざる男なり。十悪の法然房、愚痴の法然房が、念仏して往生せんと言うなり。

〔四十八卷伝〕卷二一〔聖典〕六・二八〇頁〕

・すなわち二つの信心といは、始めに「我が身は煩惱罪惡の凡夫なり、火宅を出でず、出離の縁なしと信ぜよ」といい、つぎには「決定往生すべき身なりと信じて一念も疑うべからず、人にもいい妨げらるべからず」などいえる、前後のことば相違して心得難きに似たれども、心を止めてこれを案ずるに、始めに我が身の程を信じ、後には仏の願を信ずるなり。ただし後の信心を決定せしめんがために始めの信心をば挙ぐるなり。

〔和語灯録〕卷一〔往生大要抄〕〔聖典〕四・三一～三二二頁〕

・ただしかよの理を申しつれば、罪をも捨てたまわねば心に任せて罪を造らんも苦しかるまじ、また一念にも一定往生すなれば念仏は多く申さずともありなんと、悪く心得る人の出来て、罪をば許し念仏をば制するように申しますが、かえすがえすもあさましくそうろうなり。悪を勧め善を止むる仏法はいかがあるべき。

〔和語灯録〕卷一〔往生大要抄〕〔聖典〕四・三一五頁〕

・四、問う、念仏は必ず念珠を持たずとも苦しかるまじくそうろうか。

答う、必ず念珠を持つべきなり。世間の歌を歌い舞いを舞うそら、その拍子に従うなり。念珠を博士にて舌と手とを動かすなり。ただし無明を断ぜざらん者は妄念起るべし。世間の客と主のごとし。念珠を手取る時は妄念の数を取らんとは約束せず、念仏の数取らんとて念仏の主を据えつる上は、念仏は主、妄念は客なり。さればとて心の妄念を許されたるは過分の恩なり。それにあまさへ口に様様の雑言をして念珠を繰り越しなんとする事、ゆゆしき僻事なり。

〔『和語灯録』卷七〔『東大寺十問答』〕〔『聖典』四・五二九頁〕〕

◆ 『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・凡夫の習いは、誉められれば喜び、謗られれば怒りを生ずるものである。たとえ悪人であっても、みだりに謗ることがあってはならない。方便がなければならぬ。三度心にとどめた後に言葉にすべきである。

(四四～四五頁)

◎要点

浄土宗の信仰には凡夫の自覚がまず求められる。しかし凡夫であることを自らの非行の言い訳に使ってはならない。

◎解説

法然上人が浄土宗を立てられた意趣は、凡夫が報土に生まれることを示されるためであった。法然上人は、自身が三学非器であり、凡夫であるという自覚に基づく求道のなかで「一心専念の文」に辿り着かれ、阿弥陀仏の本願に誓われた念仏によって誰であつても往生ができるということを明らかにされた。一方、念仏往生のためには三心を具えることが要請され、その深心では、まずは自分自身が罪悪生死の凡夫であるという自覚をもち、その凡夫が必ず往生すべき身であると、深く信じるものが求められている。念仏者には何にもまして凡夫の自覚が必要なのである。凡夫の自覚とは、自らが悟り得ない存在である、決して救われ得ないという自覚である。そして、善導大師が「自身は現にこれ罪悪生死の凡夫⁵」とおっしゃるように、他者に対する見方ではなく、どこまでも自分自身に対する評価であり、自己認識である。

私たちの日常の生活のなかでは、様々な悪事に手を染めることもあるであろう。意図せず、思わぬ失態を演じることもあるであろう。法然上人自身は「戒行において一戒をも保たず」と自らを語り、「十悪の法然房」が念仏して往生するのだとおっしゃる。凡夫とはそういう存在であり、そのような私を阿弥陀仏は救いとってくださいるのである。しかし、このことは、戒を破り、非行を行い、失態を演ずることを容認しているわけではない。凡夫であっても、破戒も非行も失態も、すべてなすべきではないけれども、仕方なくそのようなどころに身を置くことになってしまっているのである。だからこそ、自らの至らなさに気づくのであって、その自覚から、日常の振る舞い、日々の言葉にも気をつけることになるのである。まして、凡夫であることを自らの非行の言い訳に使うことなど論外である。法然上人の「悪を勧め善を止むる仏法はいかがあるべき」「心の妄念を許されたるは過分の恩なり」という言葉に思いをいたすべきであろう。

(5) 『観経疏』「散善義」、『聖典』二・二八九頁。

第三条…浄土宗僧侶は、仏教・浄土宗の教えを学び、自ら説くべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・上人、黒谷に蟄居の後は、ひとえに名利を捨て、一向に出要を求むる心切なり。これによりていずれの道よりか、この度確かに生死を離るべきということを明らめむために、一切経を披閲すること数遍に及び、自他宗の章疏、眼に当てずということ無し。惠解天然にして、その義理を通達す。
〔四十八卷伝〕卷四〔聖典〕六・二六頁〕

・上人宣わく、「学問は初めて見立つるは、極めて大事なり。師の説を伝え習うは易きなり。しかるに、我は諸宗皆自ら章疏を見て心得たり。」
〔四十八卷伝〕卷五〔聖典〕六・三八頁〕

・上人、智恵第一の誉れ巷に満ち、多聞広学の聞こえ世に遍し。おおよそ我が朝に渡れる聖教・伝記、眼に当てずということ無し。然れば、本国の明師観覚も二字を奉り、黒谷の尊師叡空も軌範とし給いき。ただ教内の宗旨に達するのみに非ず。また教外の仏心曠を探る。

〔四十八卷伝〕卷五（『聖典』六・四八頁）

・上人語りて宣わく、「我、聖教を見ざる日なし。木曾の冠者、花洛に乱入の時、ただ一日聖教を見ざりき」と。後には念仏の暇を惜しみて、称名の外は他事無かりけり。後学、宜しくその跡を学ぶべきにや。

〔四十八卷伝〕卷五（『聖典』六・五四頁）

・浄土宗の学者は先此旨を知べし。有縁の人の為には身命財を捨て、偏に浄土の法を説べし。

〔十六門記〕（『法然上人伝全集』七九八頁）

・尋ね至る者有れば、浄土の法を述べ、念仏の行を勧めらる。化導日に従いて盛りに、念仏に帰する者、雲霞のごとし。

〔四十八卷伝〕卷六（『聖典』六・五九頁）

・大炊御門左大臣（経宗公）所勞のとき、ある人の方便にて、上人を知識に請じ申されけり。念仏往生のこと、日頃いと沙汰に及ばぬ人にて、左右なく勸進のことなかなか悪しざまなるべかりければ、上人の謀にて、屏風を隔てて、ある僧と何となく法門を仰せられけるに、天竺・晨旦、我が朝まで仏法の伝われる次第など、由々しく仰せられ立てて、念仏往生の末代相應の法なることなど、細かに宣説し給うに、左府、これを聞き給いて、信仰の心起こり給いにければ、一筋にその勸化に従い、帰敬他に異なりき。

〔四十八卷伝〕卷一二（『聖典』六・一二八頁）

・しかる間、希に津を問う者には、示すに西方の通津をもつてし、たまたま行を尋ぬる者には、誨うるに念仏の別行をもつてす。

〔四十八卷伝〕卷一八〔聖典〕六・二二五頁〕

・若し、少しも念仏に心を掛け候わん人をば、愈々御勧め候べし。これも弥陀如来の本願の、宮仕いと思食し候べし。

〔四十八卷伝〕卷二五〔聖典〕六・三六八頁〕

・我、仮令、死刑に行なわるとも、この事言わずばあるべからず。

〔四十八卷伝〕卷三三〔聖典〕六・五四四頁〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・日課の勤めや、寺務、法事の間には、聖教を見て仏道の道しるべを学び、時々修行もし、仏法を学ぼうと思いなさい。〈中略〉慎んで聖教を離れることがあつてはならない。

(一五頁)

・また、自分の心と行の間に誤りをなくすために、いつも「三経一論」や『観経疏』『選択集』『勅修御伝』『黒谷上人語燈録』等の書物を熟読しなくてはならない。この程度のこととはとても容易なことであり、怠つてはならないのである。今時の在家信者の方によ

つても、これらの書物は拝読されているため、我々もよく励み油断してはならない。

(三三—三四頁)

もし檀務の少ない寺ならば、志を發して誓いを立て、藏の中の仏教書籍をよく読むべきである。その寺に仏教書籍がなければ、縁を頼って書籍を借りても急いで全書籍読破の大願を起こし、少しずつ成果をあげながら全てを成し遂げるべきである。寺務以外の喜びに、これ以上勝れたことは決してないであろう。(中略)自ら自身の力量を察し、全書籍を読むことが不可能であるならば、要点をとり、經典ならば『華嚴經』、『法華經』、『涅槃經』、『円覺經』、『維摩經』、『楞嚴經』、『勝鬘經』、『金光明經』、『仁王經』等、論ならば『大乘起信論』、『大智度論』、『成唯識論』、『俱舍論』及び天台『四教義』、華嚴『五教章』、これらはしつかり熟読すべきである。なお、ひろく諸宗の註釈書にわたって研究すればさらに結構なことである。

(三四—三五頁)

・中国四朝の『高僧伝』、『本朝高僧伝』、『元亨釈書』の類は必ず熟読すべきである。出家の情が生じて、修養を積む上で大いに効果があるであろう。仏教以外の書籍も『論語』、『孟子』、『春秋左氏伝』、『国語』、『史記』、『漢書』、『老子』、『莊子』の類は村の子供たちでさえ読む者が少なくない。せめてこれ位の学がなければ、余りにも無慚なことであ

る。見聞の狭さが笑われることは仏法の恥である。また、経・律にも仏教に直接関係しない記述がある。もし仏教以外の学問をよく知らなければ、仏法を広めることは思う様に行かず、知っていれば仏教を学ぶ上で助けとなることが多いであろう。物知りの君子でも、はじめは難解に感じるものだが、読み進むに従って意味が解ってくるものである。ひたすら読むことを要点とすべきである。

(三六頁)

・自からはこのように勤め、他方では在俗の人や檀家を教導し、無常を示して、臨終の後の安樂を願う心を発し、本願を仰いで往生を願い、念仏を称えさせ、また在俗の人や檀家の人へつらうことなく、如法に常に仏法を説き示し、応接・対面の度毎に十念を授ける等のことをして、およそ自分の寺の檀家は私が化導しなくてはならない者であり、私が教化し、念仏を勧めて念仏往生させなくてはならない者であると心得る。

(六〇七頁)

・従って、その寺の檀家と接するときは、ただただ因果応報の旨、安心起行の義をお話することは、当然のことなのである。信仰心のある人は大いに喜び、帰依するきつかけとなることである。たとえ信仰心のない人でも悪くは思わないであろう。全ての人を教化するためには、その人々に応じた方法があるのである。自分の心が安らかで心地よ

く生活するために、ここに住職しているのではないのである。衆生利益のために寺を持つていたのであると思ひ定め、檀家の中でも強情で教化の難しい人に対しては特別力を尽くして教化すべきである。

(三一～三二頁)

・春秋の両彼岸、十夜、毎月の念仏会では、たとえ話下手であつても自分で説法をすべきである。もともと自利利他の志があつて、長く大変な修行も厭わず、檀林に滞在し、学僧として年を重ね、その上で勅許を拜して僧侶としての資格を頂いたのは、仏法を広め、人々を教化するためではなかつたのか。始めから富楼那のような説法上手はいない。回数を重ね努力をすれば、さほど時間もかからずに話も自在になるものである。(三六～三七頁)

◆ 円頓戒から

- ・第七 … 不能遊學戒 (四十八輕戒) ・第二四 … 怖勝順劣戒 (四十八輕戒)
- ・第三九 … 不行利樂戒 (四十八輕戒) ・第四四 … 不重經律戒 (四十八輕戒)
- ・第四五 … 不化有情戒 (四十八輕戒) ・第四六 … 說法乖儀戒 (四十八輕戒)

◎要点

法然上人のお言葉に、「有縁の人の為には身命財を捨てても、偏に浄土の法を説くべし」とあり、全てをなげうってでも念仏の教えを説くべきであるとされている。昔から、よく「教師即布教師」といわれるように、浄土宗僧侶であるならば、せめて自坊の檀信徒に対しては、自らが念仏の教えを説き勧め、檀信徒が自ら念仏を称えるよう勧めたいものである。そのためにも、日々、仏教や浄土宗の教えを学び、それを理解し自分の言葉で伝えられるよう精進すべきであろう。

◎解説

浄土宗僧侶は、法然上人の念仏の教えを広めることを「本願の宮仕え」、阿弥陀様へのご奉仕と心得て、檀信徒をはじめ一人でも多くの人々を対象に布教・教化に努めていくことを使命とする。そのためにも、まず私たち僧侶自身が仏教や浄土宗の教えをしっかり学び続ける必要がある。

法然上人は、黒谷青龍寺の報恩蔵にて「一切経」を五回も読まれ、当時の僧侶から「智慧第一の法然房」と称賛された方である。また、二四歳での南都遊学の際には、その博学

ぶりに他宗の碩学からも尊敬の念を抱かれ、弟子の礼をとられるほどであった。また、法然上人は木曾義仲が京の都に攻め入った時を除き、經典に目を通さぬ日はなかったと伝記に記されるほど学問に励んでおられた。私たち浄土宗僧侶は、法然上人の学習態度を万分の一でも見習い、浄土宗の所依の經典である「浄土三部經」、善導大師や法然上人の主要な著作程度は一読しておくのが望ましい。そして、せめて浄土宗僧侶として、釈尊や法然上人の生涯の概略や所求・所帰・去行の何たるか、安心・起行・作業の何たるかなど『檀信徒宝典』に記されている内容程度の知識は具えておき、それを檀信徒に分かりやすく説明できるように努めたいものである。

そもそも檀信徒に対する布教・教化は寺院を預かる僧侶の責務であるが、『僧侶分限規程』第三条には、「僧侶は、宗祖法然上人の立教開宗の精神を体し、その教旨を宣布するを本分とする」とあり、また『布教伝道規程』第二条に「本宗の教師は布教伝道を行うものとする」と定められており、私たち浄土宗僧侶一人ひとりが自ら法を説き、檀信徒教化にあたっていくことが求められている。

これに関して、『続蓮門住持訓』には、春秋の彼岸会や十夜等の年中行事においても自ら法話することを推奨している。自らが導師を務めた通夜、葬儀、中陰、法事の席など

では、自らが法話するのが当然であろう。しかし、実際は法話をしない僧侶もみられ、その事が僧侶への信頼の低下につながるなどの指摘がある。⁽⁶⁾

また、法話の内容如何で檀信徒や一般の人々から僧侶の資質が判断される事例も報告されており、場面に応じた適切な法話が望まれる。例えば、通夜の席での法話において、遺族に対する配慮が足りなければ遺族の心を傷つけるだけで、念仏の教えは伝わらない。対機説法といわれるように、布教・教化の実践は相手（対機）を抜きにしては考えられない。布教・教化は、相手の状況や信仰度合いを汲んだ上で行うのが望ましい。

浄土宗僧侶は、自ら教えを学び、相手に寄り添い、念仏の教えが正しく伝わるよう自分の言葉で布教・教化に努めたいものである。

(6) 文化人類学者の上田紀行氏は著書のなかで、「言われてみれば、私自身も葬式と法事には大きな不満を持っている。菩提寺は浄土真宗だが、その若い住職は法事に来てもほとんどしゃべらない。到着して『こんにちは』。着替えて仏壇の前に座って『みなさん、こちらに』。その後、浄土真宗の教えをまとめた『正信偈』のリーフレットを配って、一緒に唱和するが、その後は説教もいっさいなしで、『それでは、これで』。お布施をもらって『どうも』。そして、再度着替えて『さようなら』。家に入ってから出るまで、五回しか

しゃべらない。お経以外は口を開くのは正味四、五秒くらいだろうか。そして決定的なことは、彼を見ていると彼が仏教を信仰しているとは全く思えないし、宗教者としてのオーラが全くないのだ。そんな僧侶でも、私の叔父夫婦は僧侶と関わりたくないほうだから、『めんどくさくなくていい』と言っている。しかし私と妻は、彼ではとても自分たちは成仏できないと確信しているので、自分たちが墓を預かるようになったら、お寺を替えようかと考えているところだ」(『がんばれ仏教！お寺ルネサンスの時代』日本放送出版協会、2004)と述べており、法話の有無や内容が僧侶に対する信頼の低下につながっているといえよう。

(7) 小谷みどり氏は、寺院と僧侶に関する調査報告のなかで「一般の人たちがお寺に参加してみたいと思うところを書いてくださいという欄を設けましたら、ご想像どおり、お寺やお坊さんに対する不満が圧倒的でした。しかし、中には少数ながら、うちのお寺のお坊さんはすばらしいと書いている人もいます。すばらしいと書いている人と、うちのお寺のお坊さんはだめだと書いている人の理由が同じです。それは法話なのです。法話が悪くないからあのお坊さんはだめだというのと、うちのお寺のお坊さんは法話がすばらしいと、法話の良し悪しで僧侶の評価が決まっているところがあるのです」と指摘している(『「葬式仏教」の公益性と仏教再生』日蓮宗現代宗教研究所編(「現代宗教研究」別冊「葬式仏教」を考える、日蓮宗新聞社、2011)』)。

第四条…浄土宗僧侶は、傲慢な態度を慎み、丁寧な対応を心がけるべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・安楽房（外記入道師秀が子）を執筆として、『選択集』を選せられけるに、第三の章書写の時、「予若し筆作の器に足らずば、かくのごとくの会座に参ぜざらまし」と申しけるを聞き給いて、この僧、僣慢の心深くして、悪道に墮しなんとて、これを退けられけり。

〔四十八卷伝〕卷一一〔聖典〕六・一二二〜一二三頁〕

・阿波介という陰陽師、上人に給仕して念仏する有りけり。ある時上人、彼の俗を指して、「あの阿波介が申す念仏と、源空が申す念仏と、何れか勝る」と聖光房に尋ね仰せられけるに、心中に弁うる旨有りといえども、御言葉を承りて、確かに所存を治定せんがために、「いかでか、さすがに御念仏には等しく候べき」と申されたりければ、上人由々しく御気色変わりて、「されば、日来浄土の法門とては、何事を聞かれけるぞ。あの阿波介も仏助け給えと思いて、南無阿弥陀仏と申す。源空も仏助け給えと思いて、南無阿弥陀仏とこそ申せ。さらに差別無きなり」と仰せられければ、「元より存ずることなれ

ども、宗義の肝心今更なるように、貴く覚えて、感涙を催しき」とぞ語り給いける。

〔四十八卷伝〕卷一九〔聖典〕六・二三九〜二四〇頁〕

・また誠しく念仏を行じて、実に実にしき念仏者になりぬれば、万の人を見るに、皆我が心には劣りて、浅ましく悪ければ、我が身の良きままに、我は由々しき念仏者にてある者かな、誰々にも勝れたりと思うなり。この心をば良く良く慎むべきことなり。世も広う人も多ければ、山の奥、林の中に籠りいて、人にも知られぬ念仏者の、貴く目出き、さすがに多く有るを、我が聞かず知らぬにてこそあれ。されば、我ほどの念仏者、よも有らじと思う、僻事なり。この思いは大驕慢にてあれば、すなわち三心も欠くるなり。〔中略〕驕慢の心だにも起こりぬれば、心行必ず誤る故に、立ちどころに阿弥陀ほとけの願に背きぬる者にて、弥陀も諸仏も護念し給わず。さるままには悪鬼のためにも悩まざるるなり。返す返すも慎みて、驕慢の心を起こすべからず。あなかしこ、あなかしこ」と、懇ろに教え置き給えり。〔四十八卷伝〕二一〔聖典〕六・二九五〜二九六頁〕

◆ 『蓮門住持訓』・『統蓮門住持訓』から

・先師厭求上人が、弟子の了察上人の寺に住していた時にお示しになっておっしゃるに、

「今時の住職を勤める僧を見ると、檀家の扱いが甚だ粗略であるから寺が衰微するのである。檀家を大切にすれば、自ずと寺は繁栄するのである。その檀家というのは生きている檀家ではない。お亡くなりになった檀家である」とお示しくだされた。このお言葉をもって、今時の「寺に持たれる」僧を見ると、生きた檀家の扱いも又粗略である。その粗略というのは、応接・対面するときに唯世間の雑事のみを語り、その人の世俗のなさに順じ、その場限り機嫌良く過ごすことをのぞみ、へつらってばかりで一句の仏法を示すこともなく、仏道を教えることもなく、寺の住職としての職分を忘れた振る舞いをする。〈中略〉これはもともと檀家にへつらうことばかりに終始し、仏法を教えることをしなかつた結果である。従って、努めて寺に持たれることなく寺を持つようにしなければならぬのである。

(七〇九頁)

・ 応対の言葉は世間一般の言葉で、穏やかであることを常とするのであるが、あまりいやしく俗的な言葉遣いは僧侶には不似合いなことである。〈中略〉智者・愚者、善者・悪者の違いは、内から表れる最たるものであるから、言葉の一部の過ちであっても取り返しがつかないのである。従って、孔子の門人でも言語の学科がある。言語が正しければ、その内容も重く承るといえるのが習いなのである。しかしながら対応する人にも色々ある

ため、一様には言うことができない。何につけても簡潔に言葉を選び、意図するところが穏やかに伝わるのが肝要である。(中略)その言葉が温和であれば、聞く人が情を感じることはことのほか深いものである。もしこれに反して、言葉が粗暴で義に背くときには、直ちに怨みを招き、久しく好意を持っていた人でもたちまち変わってしまい、その身の滅亡のもととなるのである。誠に言葉に出して言うことは、簡単に出来る事ではないと思つて慎むべきである。(中略)四無礙・七弁は人を利するのに具えなくてはならない事であり、愛語を施すことは、結縁のための要である。慢心を慎み、口の四過(妄語・綺語・悪口・両舌)を遠のけ、常に不輕大士の足跡を慕い、卑下忍辱を心とすれば、自ら人を引きつけるのである。それは仏法に入らしむる勝方便であり、又さらに広大なる功德であり、一生安穩の大なる財産でもあるだろう。凡夫の習いは、誉められれば喜び、謗られれば怒りを生ずるものである。たとえ悪人であっても、みだりに謗ることがあつてはならない。方便がなければならぬ。三度心にとどめた後に言葉にすべきである。

(四二―四五頁)

◆円頓戒から

・第二十二…慢人軽法戒（四十八軽戒）

◎要点

僧侶は檀信徒に対し仏事や信仰について、指導する立場にあることから、ついつい相手を見下し、傲慢な態度を取りがちである。しかし、そうではなく浄土宗僧侶も凡夫であるという自覚に立ち返り、凡夫（僧侶）が凡夫（檀信徒）に寄り添う態度を心掛けるべきである。

◎解説

法然上人が、ご法語のなかで驕慢の心、思い上がりの心を戒められているように、私たち浄土宗僧侶は常に謙虚な態度を心がけるべきであろう。しかしながら、若僧であっても僧侶というだけで、法事の後席などでは、檀信徒から上座を与えられ、もてはやされることもある。それが常態化してくると、自分は選ばれた特別な人間だという錯覚を起こしてしまい、我が身の程をわきまえず、ついつい思い上がった言動を取りがちである。

また、能化（僧侶）と所化（檀信徒）という立場から、教えを説く側と教えを説かれる側という関係となり、僧侶が檀信徒に対し、傲慢な態度を取る場合がある。例えば、通夜・葬儀の際に、事前に遺族が挨拶に来ない事に腹を立てる僧侶や、仏事の段取りや作法を檀信徒が尋ねると、相手の無知を嘲る僧侶もなかにはいると聞く。⁸まさに、このような対応こそが傲慢な態度なのであって、むしろ僧侶としての常日頃からの教化不足を省みるべきではなからうか。

なぜ遺族に腹を立てるより先に僧侶の方から遺族に対して、お悔やみを述べたり、なぜ檀信徒の無知を責めるより先に、檀信徒が納得できるように丁寧に分かりやすく説明しないのだろうか。

さらに、『統蓮門住持訓』には、僧侶の品格を欠いた言葉使いに問題があると指摘されている。現代においても、僧侶が遅れて葬儀場に到着したにもかかわらず、葬儀場の職員や喪主、同行の僧侶に聞くに堪えない言葉で怒鳴り散らすといった、あまりにも品位を欠いた僧侶の言動が檀信徒から報告されている。⁹このように、言葉使い一つで檀信徒や一般の人々の僧侶に対するイメージは悪くなり、それがきっかけで信頼を失いかねないのである。

私たち浄土宗僧侶は、檀信徒や一般の人々に対し、常に謙虚な態度で接し、教義の内容や仏事の作法について説明する時も、懇切丁寧な対応が求められるのである。

- (8) 曹洞宗総合研究所センター『僧侶―その役割と課題―』（曹洞宗総合研究所センター、二〇〇八年）
- (9) 同右。

第五条…浄土宗僧侶は、寺院の清掃に努めるべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・また、時々別時の念仏を修して、心をも身をも励まし、整え勸むべきなり。〈中略〉道場をも引き繕い、花香をも備え奉らんこと、ただ力の堪えたらんに従うべし。また、我が身をも殊に浄めて道場に入りて、あるいは三時、あるいは六時などに念仏すべし。

〔「四十八卷伝」巻二一（『聖典』六・二九四頁）〕

・されば撰取の光明は我が身を捨てたまう事なく、臨終の来迎は虚しき事なきなり。この文は四十八願の眼なり、肝なり、神なり。四十八字に結びたる事はこの故なり。よくよく身をも清め手をも洗いて、数珠をも取り袈裟をも掛くべし。不浄の身にて持仏堂へ入るべからず。

〔『和語灯録』巻六（『ある人に示すことば』）（『聖典』四・五一二頁）〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・朝に夕に仏前の香華灯明に心を配りなさい。堂内は諸仏が集まるところであるため、寺

門清寧の祈禱をするのにこれに勝ることはない。本堂や境内は毎月一と六のつく日等、日を定めて掃き掃除・拭き掃除をして清めなさい。身の回りが清くなれば、心も自然に清くなるものである。故に「一掃除、二勤行」というのである。彼の釈尊でさえも箒で祇園精舎の地を掃き清めていたと『阿含經』に記されている。にもかかわらず、院裏の埃が表まであふれ、境内の雑草が山のように茂っていてもこれを掃き清めようとしなないのは、仏に対する恭敬の心を失っている証拠である。これは禽獣の行いである。仏の地一尺の塵を払うことが三千世界を掃き清めることよりも千倍もの功德があるということが、なぜわからないのであろうか。このことはまた住職が心がけることの一つである。さらに、机、筆、硯などの様々な道具は毎朝拭き清め、置く場所を定め、使い終わったら元の場所へ戻して置かなくてはならない。

(三七～三八頁)

◎要点

寺院は念仏信仰を伝え深めるための場である。檀信徒が心地よく参詣し、念仏の信仰を深めることができるような環境を整えるのが僧侶をはじめとする寺院生活者の務めである。

◎解説

「一掃除、二勤行、三学問」という言葉が聞かれたことがあると思う。『続蓮門住持訓』には「一掃除、二勤行」という言葉がある。まずは掃除が大切、というのである。お念仏は「いつでも・どこでも・だれでも」実践できる行である。とはいえ、いつでも・どこでもできるお念仏であっても、気持ちには「身をも清め手をも洗って」行うべきであるし、「不浄の身にて」本堂に入るようなことは避けるべきだろう。お念仏の場である寺院に生活する身としては、念仏さえできれば掃除などしていなくても構わない、というわけにはならない。仏様をお祀りし檀信徒が参詣するところに、ゴミや不用品、私物が散らかっていたり、埃にまみれていては、仏様に対して申し訳ないことであるし、仏様を大切にしようとする檀信徒の気持ちを失わせることにつながる。お寺をきれいに保つことは、僧侶自身がお念仏にお仕えしている気持ちの一つの表れであり、檀信徒をお寺に迎えるために必要な務めであろう。

仏教情報センターという団体に寄せられる僧侶・寺院に関する苦情に「菩提寺にいつ行っても、境内、墓地、本堂の中が汚れていて、掃除を全くやっていない¹⁰⁾」といった内容の

ものがあるという。菩提寺にお参りすると靴下が黒く汚れる、子供の手が真っ黒になった、などということがあれば、お寺にお参りすることもためらわれる。とかく環境には慣れがちなもの。汚いままにしていれば、それに慣れてしまっし、悪臭が漂っていてもその中で暮らしていればわからなくなってしまう。今一度、『統蓮門住持訓』の言葉を振り返って、自坊のありさまを見直してはどうだろうか。

(10) 平成二九年度浄土宗総合研究所シンポジウム「僧侶、いかにあるべきか―信頼される僧侶―」における長谷川岱潤師（一般社団法人仏教情報センター理事長）の報告。

第六条…浄土宗僧侶は、質素儉約な生活を心がけるべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・凡そ上人の一期の威儀は、馬・車・輿等に乗りに給わず、金剛草履にて歩行し給いき。

〔『四十八卷伝』卷三四〔『聖典』六・五四九頁〕〕

・すべて諸の煩惱の起る事は源貪瞋を母として出生するなり。貪というについて喜足小欲の貪あり、不喜足大欲の貪あり。今浄土宗に制するところは不喜足大欲の貪煩惱なり。まづ行者かよりの道理を心得て念仏すべきなり。これが信実の念仏にてあるなり。喜足小欲の貪は苦しからず。〔『和語灯録』卷二〔『七箇条の起請文』〕〔『聖典』四・三三五頁〕〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・節約を肝要とし、衣類・食べ物やいろいろな物に美しく麗しさを好んではならない。節約といいながらも金銀等を惜しむのは欲の深い証拠である。欲から離れると見せかけて、着物や食べ物に贅沢するのむさぼりの欲である。これらは違うように見えても欲であ

ることには変わりはない。深く慎まなければならない。常日頃、衣服を着る時、朝夕の食事に向う時、これらは信者によつて施された物であり、自分にはどのような徳があつて、これを着ることができ、また食することができるのであろうか。〈中略〉これらを何も考えずに、着たり食べたりしてはならない。何の徳も無く、学識も無く、修行もしていない我々であつても、恐れ多くも僧侶として三宝のなかの一つに数えられているこの一つのことだけで、身も心もおだやかに、簡単にこれらを着たり食べたりできることに對して、阿弥陀様からのご恩であると心得て、報い奉らなくてはならない。

(一七—一八頁)

・僧侶とは、その名は出家といつて家を出たというが、あくまでも家に対して貪ほりの心があれば、僧侶とはいえない。身には法衣を着て、言葉には妙なる仏法を述べれば、さながら世俗の人ともいえない。里を離れて庵に住めば、民家と同じようではあるが、七宝を飾つて、美食を集めれば、世を厭っているとはいえない。

(二〇頁)

・居所を華麗にし、衣服に贅沢をすることは誰しも願うことだが、それでは大いに果報が減り、天地の悪みに近づくこととなるため、質素儉約し、福をもたらしものを惜しんで大切に、何事につけても小欲知足を心がけることは、陰の徳とすべきである。〈中

略）衣食住の三つについては、信者の方からの施し以外は頑なにこれを拒み、五根（眼・耳・鼻・舌・身）の欲のほしいままにしてはならない。（五三頁）

・仏様やお祖師様、父母の御恩によって、暖かい衣と十分な食べ物を与えられても微塵の感謝もなく、山の様に苦しみを与えてしまっても、全くこれを恐れ慎む心もないことは、畜生にも劣る性の悪さであり、これはすでに地獄に堕ちている者といえる。ことにそのためにも費やされる財もどこ外からくるものではなく、すべて檀信徒からの大切な施物なのである。その気持ちを理解せずに施物を頂いてしまったうえに、欲に溺れ肉を食らうために信施や仏具を使うとは、あまりにもひどいことではないだろうか。一度でもこのような間違いを犯してしまえば、必ず阿鼻地獄に堕ちるということは、經典や律に説かれていたことである。さらに度々このような罪を犯せば、その都度に波羅夷罪を犯すことになる。いくら計り知れないほどの長い時間をかけても、苦しみから逃れることはできないのである。（六四頁）

◎要点

寺院の生活は檀信徒からの浄財による。これを粗末にすることがあってはならない。節

度ある生活を心掛けるべきである。

◎解説

近年、自治体によるゴミ回収には色々な規則が増えてきた。地方によって異なることもあるが、専用のゴミ袋に入れて出すように定められていることが多い。自治体によっては、さらにゴミ袋に記名するように定められていることもある。プライベートに関わることはとはいえ、お寺がどんなゴミを出しているのかが、ご近所にまる見えになってしまふ。その時、お菓子などの檀信徒からの御供え物、まだ使える文房具などをゴミに出してはいないだろうか。そういったことに考えを致さない消費生活は、檀信徒からの信頼を失うことになる。寺院での生活は檀信徒からのお布施によって成り立っている。いろいろな機会に頂戴物をすることも多いであろう。そういったものを粗末にすることがあってはならない。

比丘の律のなかにも、信者からの寄進を貪ったことで批判を受け、定められた規定もある。⁽¹⁾ 美味しいものを食べたい、良いものを手に入れたいと思うのは、人間の常である。ある程度の欲望は人間であれば仕方のないことであろう。しかし、身をブランド品で着飾っ

たり、高級車を乗り回したりなど、度を過ごしてしまえば、檀信徒からの信頼を失うことにつながる。要は、「浄土宗に制するところは不喜足大欲の貪煩惱」である。

ある浄土宗僧侶は、テレビや電話などの家電製品や最新の電子機器にしても檀信徒の半分以上が所有してから、初めて購入するようにしているそうだ。また、平均的な檀信徒が所有する車以上の高級車には乗らないようにしているという。つまり、檀信徒の平均以上の経済生活は控えるという生活を心がけておられるのである。

このように、日々の生活は檀信徒のお布施によるものであることを意識し、感謝の思いを忘れないならば、自ずと節度のある生活となるのではなからうか。

(11) 捨墮法の過量乞衣学処は、六群比丘が在家信者に必要以上の衣を要求したことに對して制定された。

例えば『四分律』七（『大正藏』卷二二、六〇九下〜六一〇中）。

第七条…浄土宗僧侶は、振る舞いや身だしなみに気をつけるべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・一、歌詠むは罪にて候か。答、強ちに得候わじ。ただ、罪もす、功德にもなる。

〔『四十八卷伝』卷二二（『聖典』六・三二二頁）〕

・同じく製作の『往生大要鈔』に云く、「至誠心というは、真実の心なり。その真実というは、身に振る舞い、口に言い、心に思わんこと、皆人目を飾ること無く、誠を表わすなり。しかるを、人常に勇猛強盛の心を起こすを至誠心と申すは、この積の心には違ふなり」

また云く、「弱き三心具足したらん人は、位こそ下らんずれ。なお往生は疑うべからざるなり」

また云く、「外相の善悪をば顧みず。世間の謗誉をば弁えず。内心に穢土を厭い、浄土をも願ひ、悪をも止め、善をも修して、忠実やかに仏の意に適わんことを思うを真実とは申すなり」

また云く、「かように申せば、ひとえにこの世の人目はいかにもありなんとて、人の謗をも顧みず。他を飾らねばとて、心のままに振舞うが良き、と申すにては無きなり。法に任せて振舞えば、放逸とて悪きことにてあるなり。時に臨みたる機嫌戒のためばかりに、いささか人目を包む方は、態ともさこそ有るべけれ」。

〔四十八卷伝〕卷一八〔聖典〕六・二二七〜二二八頁〕

・一、後生をば弥陀の本願を馮み申さば、往生疑いなし。現世をば如何計らい候べきと。上人宣わく、現世を過ぐべき様は、念仏の申されん方によりて過ぐべし。念仏の障りになりぬべからん事をば厭い捨つべし。一所にて申されずば、修行して申すべし。修行して申されずば、一所に住して申すべし。聖りて申されずば、在家になりて申すべし。在家にて申されずば、遁世して申すべし。一人籠り居て申すべし。同行と共行して申すべし。共行して申されずば、一人籠り居て申すべし。衣食叶わずして申されずば、他人に助けられて申すべし。他人の助けにて申されずば、自力にて申すべし。妻子も従類も、自身助けられて念仏申さん為なり。念仏の障りになるべくば、努々持つべからず。所知・所領も、念仏の助業ならば大切なり。妨げにならば持つべからず。

〔四十八卷伝〕卷四五〔聖典〕六・七〇四〜七〇五頁〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・一切の事を軽率に行つてはならない。再度検討し、悪い事が正しい事かを考えなくてはならない。すべてにおいて人に頼りすぎてはならない。状況がもしも変わったりと、恨み心が起こり修行の障りとなるのである。

(一三頁)

・先師厭求上人は平素よく弟子を戒めて次の様に言つておられた。

近頃の世俗の人を見てみると、最近出家剃髪した者に対しては深く尊敬するが、逆に幼くして出家し、寺に住んでいた僧侶に対しては尊敬していない様である。これは何故かと言うと、最近出家したばかりの者は、本心に僧侶としての道を目指そうとして、朝夕の勤行も怠らず、どこかで食事を頂いても、必ず十念し回向してから頂き、その上袈裟や衣を取ることなく念仏を称えている。それというのも、幼くして出家した僧侶は、日頃の勤行を怠け、食事をする時はわざわざ衣を脱ぎ、恥じることもない体たらくで、日頃はその多くを白衣で勤行し、来客の応対以外は、袈裟や衣も着けず、勝手きままでしまりがなく、恥じることもないからである。在家の人にも僧侶を見る目があるので、恥じる心をもつべきである。

と。だからこそ、自分のもとより弟子に至るまで、出家の僧侶としての自覚ある行動をしなければならぬのである。旅先などで衣を脱いで白衣でいる自分に気付いたならば、必ずこのことを思い出しなさい。

(二八〜一九頁)

・立居振る舞いはその人の品位の基であり、至って大切なことである。見た目が如法であれば、内心も見た目に従って正しくなるものである。〈中略〉全て一切の所作は、何事においてもあぐら姿や横になつてできるものは一つもない。どんなに多い所作にもまたそれぞれの作法があるのである。どのような人であっても身の威儀が嚴重であれば、他の人から自然と尊げに見られるものである。〈中略〉およそ行住坐臥の四威儀の中では、坐る威儀が多いのである。坐る時でも、端坐正念になるように努めなくてはならない。

(四〇頁〜四二頁)

・朝早くに起き、夜遅くに寝るということは、徳行の高い人の日常の行いである。住職の身としては朝寝坊ほど悪いことはない。まず信者方の布施の行を妨げ、また自分自身にも少しばかりの利得も無く、実に多くの損失がある。仮に早く寝るのなら、それは構わないが、慎んで朝寝坊だけはすることがあつてはならない。この習慣は本当に悪いことであり、力を入れて自らを戒め、急いでこの病を改めるべきである。〈中略〉今から

でも早く起き、夜中まで自身のなすべきことに力を励ましなさい。一生に十四万八千時間の損を招き、反省しないという深い穴に落ちて後悔することがあつてはならないのである。一日は二度とめぐつてくることがないのである。明日を頼みとしないことが、住職として第一の慎みである。

(四六〜四八頁)

・一寺の主たるものは、公私の用務は昼のうちにすっかり済ませ、夜に他の場所へ出歩かないようにしなさい。〈中略〉たとえ悪い事がなくても、まわりの人からの疑惑を招き侮られることは必定であり、如法に寺を治め篤行誠実にしている者のあるべき姿ではない。これは住職にとつて始終忘れてはならない大事である。

(四九頁)

・囲碁、将棋等をするのは、經典や律の中にこれを誡める文が見られるので言うまでもないが、時間を浪費し仕事を妨げ、失なうものの多さを数えあげたらきりがない。〈中略〉その他、蹴鞠、楊弓あそび、茶の湯などの類に関しても、世俗の人は良いとして、僧侶の身にとつては全くもつて応しくない行いである。これらは皆、心の中にあるわがままな怠けようとする気持ちから起こってくるのである。恥じることなく過ごしたその結果、へそを咬むほど後悔する日も遠いことではないだろう。

(五七〜五八頁)

◆ 円頓戒から

・ 第三三…虚作無義戒（四十八輕戒） ・ 第四六…說法乖儀戒（四十八輕戒）

◎ 要点

僧侶の振る舞いは多くの人々の目に晒されている。批難されるような僧侶の振る舞いは僧侶全体に対する信頼を失わせ、念仏を伝え広めることを妨げる。このことに思いを致して我が身を振り返ってみよう。

◎ 解説

私たち浄土宗僧侶の生活、生き様はどのようであるべきか。法然上人は「念仏が申されるように過ごせ」とおっしゃる。念仏の妨げになることはせず、念仏できるように振る舞い、暮らしてゆくのが私たちの生活、生き様の基本方針となるだろう。その上で、社会に生きる僧侶として求められる振る舞いがある。『蓮門住持訓』を見ると、日常の所作や、服装や睡眠時間など実に様々なことについて行動上の注意が示されている。そしてそういった行動が檀信徒からどのように見られているのかについて、注意を払うように指示して

いる。例えば、朝寝坊をしてはならないとか、夜に歩いてはならない、囲碁や将棋、茶の湯は僧侶にふさわしくない、といったことである。朝、檀家さんが募参りついでに庫裏を訪れたところ、鍵がしまっていた（住職はまだ起きていない）、といったことはないだろうか。夜になると出かける住職に対して「何をしににかけているのだろうか、妙なところへ行っているのではないか」と檀信徒から疑念をもたれ有らぬ噂をたてられてしまえば、信頼を取り戻すことは難しい。このことは、今日、様々なメディアで報じられる僧侶に対する批判と同様のことと考えてよい。ギャンブルや釣り（釣りは殺生戒を犯すことになる）など僧侶でなければ、問題にもされないちょっとした趣味を、僧侶が行ってしまうと批判・誹謗の理由とされることがある。批判や誹謗の原因になることはできるだけ避けられる必要があるであろう。現代に生きる私たち僧侶の日々の振る舞いは、多くの人々の目に晒されている。インターネットが普及し、情報の送受信が容易になった今、不快に思われた僧侶の振る舞いがインターネット上に晒されることもある。非行があれば報道され、あるいはSNS等で写真が流される。こういったことを通して僧侶に対する信頼が失われてゆく。

浄土宗僧侶の役割は念仏の実践と信仰を人々に伝え広めることである。これは檀信徒か

らの信頼があつて初めて成し遂げられることである。律の条項の制定の目的に、教団への世間からの批判を避けることを挙げるのが常である。⁽¹²⁾ 法然上人も、人目を憚らずに念仏するといつても、「譏嫌戒」は考慮すべきように注意される。自分の行動が世間の人々、檀信徒からどのように見られるのか、ということに意識を向け我が身を振り返る必要があるのではないだろうか。

(12) 『新纂浄土宗大事典』「制戒」の項（八九二～八九三頁）、参照。

第八条…浄土宗僧侶は、飲酒を控えるべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・一、葦・葱・蒜・鹿を食いて、香失せ候わずとも、常に念仏は申し候べきやらん。答、念仏はなににも障らぬことにて候。〔四十八卷伝〕卷二二〔聖典〕六・三二一頁〕

・一、酒飲むは罪にて候か。答、真には、飲むべくも無けれども、この世の習い。

〔四十八卷伝〕卷二二〔聖典〕六・三二三頁〕

・一、魚鳥に七か日の忌の候なること、さもや候らん。え見及ばず候。地体は生きとし生ける物は、過去の父母にて候なれば、食うべきことにては候わず。また臨終には、酒・魚・鳥・葱・葦・蒜などは、忌まれたることにて候えば、病など限りになりては、食うべき物にては候わねども、当きと死ぬばかりは候わぬ病の、月日積もり、苦痛も忍び難く候わんには、許され候なむと覚え候。御身穩しくて、念仏申さんと思食て、御療治候べし。命惜しむは往生の障りにて候。病ばかりをば、療治は許され候いなんと覚え候。

〔四十八卷伝〕卷二三〔聖典〕六・三四七〜三四八頁〕

・一、念仏門に於きては、戒行なしと号して、もっぱら淫酒食肉を勧め、適律儀を守るをば、雑行人と名付けて、弥陀の本願を憑む者は、造悪を恐るる事なかれという事を停止すべき事。
〔四十八卷伝〕卷三一〔聖典〕六・四九〇頁〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・また、酒は罪を起こす因縁である。飲むべきではないけれど、飲まないわけにはいかず、しかたなく世俗の礼に従って用いる事があるならば、酒盛りをせず、在家の人の行儀とは異なつた振る舞いをして、在家の人の視線があるということ忘れてはならない。食事招かれて檀那の家に入り、在家の人と同席した時はなおさら慎むべきことである。
(二七頁)

・五戒を守る優婆夷、優婆塞ですら、固く酒を禁じている。何としてでも、仏法のため、我が身のために、住職となつた後は重く恥じる心を持ち、できることならば禁酒をし、たとえ飲むことがあつても決して酔うことのないようにすべきである。
(五六頁)

◆円頓戒から

- ・第五…酤酒生罪戒（十重禁戒）
- ・第二…飲酒戒（四十八輕戒）

◎要点

日本の仏教界は僧侶の飲酒に対して寛容であり、古来から酒を「般若湯」と言い換えるなどして黙認されてきた。しかし、本来は円頓戒でも固く禁止されており、伝宗伝戒で円頓戒を受持した私たち浄土宗僧侶は、本来、飲酒すべきではない。つまり、僧侶の飲酒は破戒行為であり、仏に対する裏切り行為であるという自覚のもとに、布施を受ける身として深い懺悔の思いを抱かねばならないのである。

◎解説

仏教では、五戒の中に「不飲酒戒」が含まれ、また四十八輕戒の第二条でも「飲酒戒」が規定されているように僧侶に限らず仏教徒であるならば飲酒は固く禁止されている。し

かし実際には、研修会後の懇親会などの僧侶の集まりで公然と酒がふるまわれており、飲酒戒を犯しているのが現状である。

『長阿含経』には、飲酒の過失について、一、財産を失う、二、病を生ずる、三、鬪諍する、四、悪名流布する、五、恚怒暴生ず、六、智慧日に損ず、と六過が説かれて⁽¹³⁾いる。確かに、酒に酔うと理性を失い、正邪善悪の区別がつかず、他者を傷つけることも厭わない状態になり、罪を犯す引き金となる。

『大毘婆沙論』には、飲酒に関する以下のような事例が記されている。⁽¹⁴⁾

ある日、ある男性が酒を飲んで隣の家から鶏が迷いこんできた。男性はこれ幸いと鶏を捕まえて絞め殺し、酒の肴にしてしまった。すると今度は隣家の女性が鶏を探して男性の前に現れた。その男性は酒に酔っていたので女性を見ると欲情し、そのまま女性を強姦してしまった。その後、役人が来て、問い質しても男性はしらを切り通したというのである。

以上のように、この男性は飲酒が引き金となって、偷盜、殺生、邪淫、妄語の四つの戒まで破ってしまったのであるが、このような飲酒をめぐるトラブルは現代の浄土宗僧侶の中にもみられる。

ある浄土宗僧侶は、酒癖が悪く次のようなトラブルを引き起こしたという。檀家の葬儀後、お布施の額が少ないことに立腹し、酒に酔ったまま檀家の家に乗り込み高額なお布施を要求した。あるいは別の檀家には、酔っぱらってセクハラまがいの暴言を吐いたり、暴力を振るったこともあるという。そのようなことから、檀信徒から住職の罷免を要求される事態に陥った。⁽¹⁵⁾

また、ある別の浄土宗僧侶は、僧侶の飲酒行為よりむしろ酒席での態度に問題があるとみている。例えば、懇親会の席での羽目を外した言動、料理の食べ残しや飲み残し等々といった僧侶の酒席での態度の悪さに問題があり、このような態度が、店の店員に与える僧侶の悪印象は想像に難くなく、過去には実際には店の店員から蔑視されるような対応をとられる事もあったという。⁽¹⁶⁾このように、私たち僧侶が懇親会等で酒席に居合わせた場合は、常に店の店員や他の客からの視線に晒されていることを肝に銘じておかなければならない。

また、住職、副住職という立場上、地域によっては檀信徒との関わりの中で、法事の後席などで檀信徒から酒を勧められ、断り切れない場合もある。そのような状況でやむを得ず飲酒した場合、『蓮門住持訓』には、「飲むべきではないけれど、飲まないわけにはいかず、しかたなく世俗の礼に従って用いる事があるならば、在家の人の行儀とは異なった振

る舞いをして、在家の人の視線があるということ忘れてはならない」とあり、『続蓮門住持訓』にも、「できることならば禁酒をし、たとえ飲むことがあっても決して酔うことのないようにすべきである」とあり、止むを得ず飲酒する場合があることを認めた上で、その場合には特に振る舞いに気をつけなければならぬことを強調している。

このように、浄土宗僧侶であるならば、本来は飲酒を控えなければいけないが、世俗の礼によってやむを得ず飲酒した場合でも、常に周囲の視線に晒されていることを自覚し、布施を受ける身として懺悔の心で僧侶らしい振る舞いをしなければならぬのである。

最後に、法然上人は「一百四十五箇条問答」の中で、「一、酒飲むは罪にて候か。答、真には、飲むべくも無けれども、この世の習い」と述べておられる。もちろんこれは、あくまで在家信者に対する法然上人のお言葉であるが、しばし僧侶の飲酒の問題にも置き換えて引用されることがある。ならば、私たち浄土宗僧侶は、法然上人が「この世のならば」と示された飲酒に対する寛容性だけを強調するのではなく、むしろ「真には、飲むべくも無けれども」のお言葉の方にもっと想いを馳せるべきであろう。

- (13) 『大正蔵』 卷一、七〇頁下。
- (14) 『大正蔵』 卷二七、六四五頁中。
- (15) 『月刊住職』 二〇一四年八月号(興山社、二〇一四年八月)。
- (16) 平成二八年度京都開催シンポジウム「僧侶―いかにあるべきか―行動の指針を求めて」での参加者からの発言。

第九条…浄土宗僧侶は、誹謗中傷を慎むべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

その後八か年の歳暦を過ぎて、寿永二年九月に、日吉の御幸のとき、座主明雲の賞を譲りて、法印に叙せらると雖ども、固く松門を閉じ、密かに蓬屋に居して、ことに従わず。ただ生死の出で難きことをのみ嘆く。同じ法流を汲める誼をもちて、常に永弁法印と、出離の道を語り合わせ給うに、かくのごときことは、法然上人に御尋ね有るべき由を、永弁申しけるにつきて、相摸房という者を使者として、登山の便宜に必ず音信せしめ給え。申し承るべきこと侍る由、仰せられたりければ、上人坂本へ渡り給いて、かくと申されけり。法印おわしまし会いて対面し、「この度いかがして、生死を離れ侍るべき」と宣うに、上人「いかにも御計らいには過ぐべからず」と。法印申されけるは、「先達にましませば、定めて思い定め給いつる旨有るらん、示し給えとなり」と宣えば、上人「自身のためには、聊か思い定めたる旨候。ただ早く極楽の往生を遂げ候べし」と申されければ、法印「順次の往生遂げ難き故に、この尋ねをいたす。いかがしてこの度、容

易く往生を遂ぐべきや」と言う時、上人答え給わく、「成仏は難しと雖も、往生は得易し。道綽・善導の心によれば、仏の願力を強縁として、乱想の凡夫浄土に往生す」と。その後互いに言説無くして、上人帰り給いて後、法印宣いけるは、「法然房は、智恵深遠なれども、聊か偏執の失有り」と。上人、このことを返り聞き給いて、「我が知らざることには、必ず疑心を起すことなり」と宣いけるを、法印、また返り聞き給いて、「真に然なり。我顕密の教文に稽古を積むと雖も、しかしながら、名利のためにして、浄土を志さざる故に、道綽・善導の積義を伺わず。法然房に非ずば、誰かかくのごとく言葉を出すべきや」とて、この言葉に恥じて、百日の間、大原に籠居して、浄土の章疏を披閲し給いて後、「すでに浄土の法門をこそ、見立て侍りにたれ。来臨して談ぜしめ給え」と仰せられたりければ、文治二年秋の頃、上人大原へ渡り給う。東大寺の大勸進俊乗房重源、いまだ出離の道を思い定めざりけるを哀れみ給いて、この由を告げ仰せられたりければ、弟子三十余人を相具して、大原に向かう。勝林院の丈六堂に会合す。

〔四十八卷伝〕卷一四〔聖典〕六・一五三〜一五五頁〕

・四、問う、念仏は必ず念珠を持たずとも苦しかるまじくそうろうか。

答う、必ず念珠を持つべきなり。世間の歌を歌い舞いを舞うそら、その拍子に従うなり。

念珠を博士にて舌と手とを動かすなり。ただし無明を断ぜざらん者は妄念起るべし。世間の客と主のごとし。念珠を手にする時は妄念の数を取らんとは約束せず、念仏の数取らんとて念仏の主を据えつる上は、念仏は主、妄念は客なり。さればとて心の妄念を許されたるは過分の恩なり。それにあまさへ口に様様の雑言をして念珠を繰り越しなんとする事、ゆゆしき僻事なり。

〔『和語灯録』卷七〔『東大寺十問答』〕『聖典』四・五二九頁〕

◆ 『蓮門住持訓』・『統蓮門住持訓』から

・ 応対の言葉は世間一般の言葉で、穏やかであることを常とするのであるが、あまりいやしく俗的な言葉遣いは僧侶には不似合いなことである。〈中略〉智者・愚者、善者・悪者の違いは、内から表れる最たるものであるから、言葉の一部の過ちであっても取り返しがつかないのである。従って、孔子の門人でも言語の学科がある。言語が正しければ、その内容も重く承るといえるのが習いなのである。しかしながら対応する人にも色々あるため、一様には言うことができない。何につけても簡潔に言葉を選び、意図するところが穏やかに伝わることを肝要である。〈中略〉その言葉が温和であれば、聞く人が情を

感じることはことのほか深いものである。もしこれに反して、言葉が粗暴で義に背くときには、直ちに怨みを招き、久しく好意を持っていた人でもたちまち変わってしまい、その身の滅亡のもととなるのである。誠に言葉に出して言うことは、簡単に出来る事ではないと思つて慎むべきである。〈中略〉四無礙・七弁は人を利するのに具えなくてはならない事であり、愛語を施すことは、結縁のための要である。慢心を慎み、口の四過（妄語・綺語・悪口・両舌）を遠のけ、常に不輕大士の足跡を慕い、卑下忍辱を心とすれば、自ら人を引きつけるのである。それは仏法に入らしむる勝方便であり、又さらに広大なる功德であり、一生安穩の大なる財産でもあるだろう。凡夫の習いは、誉められれば喜び、謗られれば怒りを生ずるものである。たとえ悪人であっても、みだりに謗ることがあつてはならない。方便がなければならぬ。三度心にとどめた後に言葉にすべきである。

（四二～四五頁）

◆ 円頓戒から

- ・第六…談他過失戒（十重禁戒）
- ・第七…自讚毀他戒（十重禁戒）
- ・第五…不孝教讖戒（四十八輕戒）

◎要点

他人の悪口（わるぐち）はもちろん、噂話であっても僧侶自身の品格と信頼を失わせる。念仏を申す為の口をそのようなことに使うのはやめようではないか。

◎解説

大原談義の発端は、法然上人と対談した顕真法印が漏らした「聊か偏執の失有り」という中傷であった。その後のやり取りを通して念仏の信仰を深めることに結実したが、これは法然上人と顕真法印の人格によるものであって、普通はこういう具合にはゆかない。特に本人のいないところで漏らされた誹謗・中傷・批難は、言われた本人のところに届くときには言葉も変わってしまって、発言者の想像を超えた悪意をもってしまうことがある。

それどころか、発言した人には悪口（わるぐち）を言ったつもりはなく、むしろ良い評価を述べたつもりであっても、伝えられ方によっては本人には誹謗中傷として聞こえてしまうことすらある（伝える人が意図的にこれをする「両舌」となる）。

また、僧侶仲間の失敗、欠点を面白おかしく話して聞かせるなど、もともと論外なこと

なのだが、実際にはよく耳にすることである。このような発言が檀信徒の耳に入れば、話題とされた僧侶たちの信頼を失わせることになる。四十八輕戒の第五「不挙教懺戒」は、破戒の者に懺悔させるべきことを定めているが、これは破戒したことを他の人に吹聴することではなく、あくまでも本人に気づかせ、懺悔させることが目的である。むしろ仏教徒が仏教徒の過失を吹聴することは、十重禁戒第六に「談他過失戒」として禁止されているほど重大な過ちなのである。さらに、他人の過失を指摘する時には私たちの心には己れを高くし他を低く見る心が潜んでいる。これでは発言している僧侶自身が人を見下すような存在であると評価されることになる。続く十重禁戒第七に「自讚毀他戒」が規定されていることには他者の過失を指摘することの難しさが示されている。

私たちの口は念仏を称えるためにある。念仏を中心とした生活をすべきであるのに、念仏を申すその同じ口が、人を不快にさせて、自分自身やさらに僧侶全体の信頼を失わせることになってしまってはならない。言葉はどれだけ気をつけていても思ったようには伝わらない。せめて誹謗・中傷、他人の噂話は慎むようにしようではないか。

第十条…浄土宗僧侶は、家族と互いに敬いあうべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・但し、この中に、孝養の行は仏の本願にては候わねども、八十九にておわしまし候なり。相構えて今年等は、待ち参らせさせおわしませかすと覚え候。唯、一人馮み参らせておわしまし候なるに、必ず必ず待ち参らせおわしますべく候也。

〔『四十八卷伝』卷二七〔『聖典』六・四一六頁〕〕

・またいわく「現世を過ぐべき様は念仏の申されん様に過ぐべし。念仏の妨になりぬべくば、何なりとも万を厭い捨ててこれを止むべし。いわく、聖で申されずば妻を設けて申すべし。妻を設けて申されずば聖にて申すべし。住所にて申されずば流行して申すべし。流行して申されずば家に居て申すべし。自力の衣食にて申されずば他人に助けられて申すべし。他人に助けられて申されずば自力の衣食にて申すべし。一人して申されずば同朋とともに申すべし。共行して申されずば一人籠居して申すべし。衣食住の三は念仏の助業なり。これすなわち自身安穩にして念仏往生を遂げんがためには何事もみな念仏の

助業なり。

〔『和語灯録』卷一五（『諸人伝説のことば』）、『聖典』四・四八七頁〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・今日、寺院において、師僧が弟子を養い育てる様子を見ると、まるで商人の家で下働きをする者のように、弟子を自由に使いこなすだけで、僧侶の道を教えようとせず、ひどい者になると、弟子自身が自ら志をもって、読経したり、字を習ったりするのを見て喜ぼうともせず、逆に俗的な事をするのを見て嬉しそうな顔をしている。（中略）普段からこれらのことを心がけて、親切に教えさすようにしなければならぬ。自分が関わる者すべて、使用人や檀家の年の若い人達にも、素直でない者には教えて改めさせなければならぬ。

（九〇―一頁）

・老父母を扶養するならば、ただ衣食のみを供養しなさい。寺の内部事情を語ることは一つもこれを許してはならない。もしそれがわが子の寺だからといい、何かにつけ口を出すようになれば、その寺で口論が絶えなくなるようになるのである。このことは現実に取りこつてゐることである。

（二三頁）

・一宗を統括する僧綱は言うに及ばず、自分より上の僧侶や徳の高い先生方を敬い尊重し、

常に生き仏のように思わなくてはならない。〈中略〉だからこそ、紫、緋、金襴などの衣や袈裟を被着している僧綱などに対しては、ほんの少しでも軽々しい思いをいだいてはならないのである。

(三〇～三一頁)

・住職の一大事として最も肝要なことは、譏嫌のことである。なおざりに思っていると、永く住職を勤める事は大変難しい。これは住職の命である。〈中略〉従って、壮年で住職を勤める者は、男僧は女性に、尼僧は男性に注意しなければならない。誤って悪縁に遭ってしまったならば、一生の本意を異性のために失ってしまうことになるだろう。もし必要な用があつて、やむを得ず対面するときも、断つて、長話をするのではないようにすべきである。この異性に関することは、重き罪を犯すきつかけとなることは、全く計り知れないことである。〈中略〉もし、ふしだらな行いと食肉との二つを犯すようなことがあつたら、その他は見るに足りないことである。たとえ筋を断ち、骨を砕くとも、せめてこの二つのことは、急いで厳しく保つようになくなくてはならない。

(六〇～六一頁)

◆円頓戒から

- ・第三…無慈行欲戒（十重禁戒）
- ・第一…不敬師長戒（四十八輕戒）
- ・第三六…不生自要戒（四十八輕戒）

◎要点

かつて、僧侶は一生独身を貫き、寺院継承は血縁関係を前提としていなかった。しかし現代の僧侶は、配偶者と子どもを持ち寺院内に家族が形成され、世襲されているのが大半であろう。むしろ、家族の存在なしに、寺院を円滑に運営することは困難であろう。僧侶が寺院で家族と共に暮らすのならば、互いに敬いあい、念仏信仰に根差した生活が求められよう。

◎解説

法然上人は生涯、妻帯せず不犯を貫いた清僧であった。浄土宗僧侶は円頓戒を受持しているので不淫は当然のあるべき姿であり、本来、結婚や性交渉は禁止されていた。例えば奈良時代に国家が制定した「僧尼令」や江戸時代の「諸法度」においても、僧侶の性交渉

は処罰の対象となり、仏教教団内の戒律で戒められていたばかりでなく、教団外の法律によっても禁じられていた。また、『統蓮門住持訓』でも、異性と長時間、会話することさえ戒めている。

ところが、明治五年四月二五日に「僧侶の肉食・妻帯・蓄髪等、勝手たるべきこと」という太政官布告一三三号が発布されて以降、僧侶の結婚は公然のものとなった。今日の伝統仏教教団では宗派を問わず大半の僧侶が結婚をし、子どもを設け、寺院で生活を営んでいる。僧侶の配偶者や子どものことを仏教界では、寺族と呼び習わしている。浄土宗では寺族を「宗綱」第二四条で「寺院又は教会には寺族を置くことができるものとする」とし、「寺族規定」（宗規第二七号）では、その資格について、「住職（主任）の家族およびこれに准ずる者で、本宗の寺族台帳に登録された者」と定義している。このように、浄土宗では「宗綱」において寺族という名のもと、僧侶が家族を持つことが認められている。

また、寺族の心得として「宗綱」には、「寺族は、寺門の興隆と本宗の発展のため、住職を補佐し、子弟の教養に努め、常に信行を策励し、寺院を整え、身をもって檀信徒の範となるよう心掛けねばならない」と明記されている。この点が一般家庭と寺院で生活を送る家族とのあり方の違いであろう。僧侶が家庭を持つならば、寺院の護持興隆、子弟の育

成、檀信徒教化を通し、寺院での生活そのものが檀信徒の模範となる事が求められるのである。したがって、僧侶たる者、阿弥陀仏のみ前で夫婦の契りを交わしたのであるならば、不倫や浮気などの邪淫を犯すことがあつてはならないのは当然であろう。

法然上人は結婚について、次のように仰せになっている。

現世を過ぐべき様は念仏の申されん様に過ぐべし。念仏の妨になりぬべくば、何なりとも万を厭い捨ててこれを止むべし。いわく、聖で申されずば妻を設けて申すべし。妻を設けて申されずば聖にて申すべし。

浄土宗僧侶が結婚することの意味は、ここにある。ならば、念仏信仰の中に僧侶、家族が仲良く暮らし、檀信徒がお寺に足を向けやすい雰囲気を作りたいものである。

第十一條・浄土宗僧侶は、他者に寄り添うべき事。

◎条項に關連する事項

◆法然上人のお言葉から

・同国室の泊に着き給うに、小船一艘近付き来る。これ遊女が船なりけり。遊女申さく、「上人の御船の由承りて推参し侍るなり。世を渡る道区々なり。如何なる罪ありてか、斯かる身となり侍らむ。この罪業重き身、如何にしてか後の世助かり候べき」と申しければ、上人哀れみて宣わく、「実にも左様にて世を渡り給うらん罪障、真に輕からざれば、酬報又計り難し。若し斯からずして、世を渡り給わぬべき計り事あらば、速やかにその業を捨て給うべし。若し余の計り事もなく、又、身命を顧みざる程の道心未だ起り給わずば、唯、その儘にて、もっぱら念仏すべし。弥陀如来は、左様なる罪人の為にこそ、弘誓をも立て給える事にて侍れ。唯、深く本願を憑みて、敢えて卑下する事なれ。本願を憑みて念仏せば、往生疑いあるまじき」由、懇ろに教え給いければ、遊女隨喜の涙を流しけり。後に上人宣いけるは、「この遊女、信心堅固なり。定めて往生を遂ぐべし」と。

〔四十八卷伝〕卷三四〔聖典〕六・五五四頁〕

・僧都、上人所造の『選択集』を披覽して、この書の趣、聊か偏執なるところ有りけり、
と思ひて寝られたる夜の夢に、天王寺の西門に、病者数も知らず悩み伏せるを、一人の
聖の、鉢に粥を入れて、匙を持ちて病人の口ごとに入る有りけり。「誰人にかあら
ん」と問うに、傍らなる人答えて、「法然上人なり」と言ふと見て覺めぬ。僧都思わく、
我『選択集』を偏執の文なりと思いつるを、戒めらるる夢なるべし。この上人は、機を
知り、時を知りたる聖にておわしけり。病人の様は、初めには柑子・橘・梨子・柿など
の類を食すれども、後には、それも止まりぬれば、僅かに重湯をもちて喉を潤すばかり
に、命を繋ぐ。この書に一向に念仏を勧められたる、これに違はず。五濁濫漫の世には、
仏法の利益次第に減ず。このころは余りに代下りて、我らが有様、例えば重病の者のご
とし。三論法相の柑子・橘も食われず、真言止觀の梨子・柿も食われねば、念仏三昧の
重湯にて、生死を出すべきなりけりとて、たちまちに顯密の諸行を指し置きて、専修念
仏の門に入り、その名を空阿弥陀仏とぞ号せられける。

〔四十八卷伝〕卷一六〔聖典〕六・一八七頁〕

・ただし念仏して往生するに不足なしといひて、悪業をも憚らず、行すべき慈悲をも行ぜ
ず、念仏をも励まざらん事は、仏教の掟に相違するなり。譬えば父母の慈悲は善き子を

も悪しき子をも育めども善き子をば悦び、悪しきをば嘆くがごとし。仏は一切衆生を哀れみて善きをも悪しきをも渡したまえども、善人を見ては悦び悪人を見ては悲しみたまえるなり。よき地によき種を播かんがごとし。かまえて善人にしてしかも念仏を修すべし。これを真実に仏教に随う者というなり。

〔拾遺和語灯録〕卷下〔念仏往生義〕卷二〔聖典〕四・五二七頁〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・心をいやしくして、利他の心を忘れてはならない。大悲の心をお持ちである菩薩は、衆生は尽きる事がないと知りながら、しかも最後の者まで成仏することを期待しておられるそのことが成就したかしないかを論ずることは、情けない心を生むのである。唯なすべきことを見すえ、これを行い、途中でやめることをしないのが、仏教を学ぶ者のあるべき心だったはずである。

(二四頁)

◆円頓戒から

・第一…快意殺生戒(十重禁戒)　　・第九…瞋不受謝戒(十重禁戒)

・第九…不瞻病苦戒（四十八輕戒）　・第二〇…不救存亡戒（四十八輕戒）

◎要点

浄土宗は二十一世紀の劈頭にあたり、「愚者の自覚を　家庭にみ仏の光を　社会に慈しみを　世界に共生を」の四項目を掲げている。これは、浄土宗僧侶にとって一つの行動規範となるものであるが、このうち「社会に慈しみを」と「世界に共生を」の二つの実現に向けての第一歩は、他者に寄り添うことであろう。

◎解説

伝記などには、法然上人が今日でいうところの他者に寄り添う姿をみる事ができる。『四十八卷伝』巻三四における室の泊の遊女に対する教化では、我が身をひさぐことを仕事としていることに対し、法然上人は一応、諭されるが、しかし今の仕事以外に生きる術がないのなら、その身そのまままで念仏せよと、遊女の境遇に寄り添っておられる。

さらに、『四十八卷伝』巻一六には、明遍僧都の夢の中に法然上人が現れた逸話が記されている。そこで明遍僧都が見たものは、法然上人が大阪四天王寺の西門前の路上に横た

わっている多くの病人に対し、鉢に入れた粥をひとさじずつ口元へ運んでいる姿であった。ここでいう、ひとさじの粥というのは念仏を譬えているのであるが、このように相手に寄り添い、最も相応しい形で手を差し伸べることが、法然上人の他者に対する寄り添い方である。

これは法然上人の凡夫の自覚に立脚した「凡夫が凡夫に寄り添う」という態度であり、これこそが浄土宗僧侶の他者への寄り添い方であろう。

浄土宗内には、路上生活者や生活困窮者に寄り添う僧侶、終末期にある人々に寄り添う僧侶、仏教テレフォン相談を通して悩みを抱えている人々に寄り添う僧侶、希死念慮者や自死遺族に寄り添う僧侶、被災地の人々に寄り添う僧侶など、様々な形で他者に寄り添おうとする僧侶がいる。このような活動は、浄土宗僧侶の社会貢献と呼べるであろう。

かつて浄土宗は「社会事業宗」と言われていた。先徳達によって様々な社会活動を通して、法然上人の精神を社会に発揮していた歴史がある。浄土宗僧侶の社会貢献は、法然上人の説かれた念仏の教えの根底にある万機普益・平等救済といった慈しみの精神を現代社会において具現化することであり、また、三聚浄戒の摂衆生戒に説かれる、四無量心（慈・悲・喜・捨）と四摂法（布施・愛語・同事・利行）は、浄土宗が標榜する「共生」

の精神を發揮するものであろう。

念仏信仰を持つ浄土宗僧侶には、檀信徒や地域の人々と接点を持ち、人々の悩みや苦しみに真摯に耳を傾けていく姿勢が今、求められている。至らない凡夫であっても、他者に寄り添い、僅かでも世のため人のために心がけていく態度が肝要なのである。

第十二条・浄土宗僧侶は、法務にあたって営利を目的とせざるべき事。

◎条項に関連する事項

◆法然上人のお言葉から

・法皇崩御の後、彼の御菩提の御為に、建久三年秋の頃、大和前司親盛入道（法名見仏）、八坂の引導寺にして、心阿弥陀仏調声し、住蓮・安楽・見仏等の類助音して、六時礼讃を修し、七日念仏す。結願の時、種々の捧物を取り出でけるを、上人不受の気おわしまして、「念仏は自らのための勤めなり。法皇の御菩提に廻向し奉るとも、布施以外のことなり。努々有るべからず」とて、戒め給いける。これ、六時礼讃苦行の初めなり。

〔『四十八卷伝』巻一〇（『聖典』六・一〇九頁）〕

◆『蓮門住持訓』・『続蓮門住持訓』から

・今日、寺院において、師僧が弟子を養い育てる様子を見ると、まるで商人の家で下働きをする者のように、弟子を自由に使いこなすだけで、僧侶の道を教えようとせず、ひどい者になると、弟子自身が自ら志をもって、読経したり、字を習ったりするのを見て喜

ほうともせず、逆に俗的な事をするのを見て嬉しそうな顔をしている。このようなことになってしまっているから、弟子が自然と振る舞いも心持ちも、ただ俗世間的のみになつてしまつて、少しも出家しているという感覚がなく、十歳になろうかという頃から、施し物の多い少ないを言つては、檀家の方をごまかしたぶらかすことばかりを覚えてしまつてゐる。

(九〇一頁)

・先師厭求上人が、弟子の了察上人の寺に住していた時にお示しになつておっしゃるに、「今時の住職を勤める僧を見ると、檀家の扱いが甚だ粗略であるから寺が衰微するのである。檀家を大切にすれば、自ずと寺は繁栄するのである。その檀家というのは生きてゐる檀家ではない。お亡くなりになつた檀家である」とお示しくだされた。このお言葉をもつて、今時の「寺に持たれる」僧を見ると、生きた檀家の扱いも又粗略である。その粗略というのは、応接・対面するときに唯世間の雑事のみを語り、その人の世俗のなさに順じ、その場限り機嫌良く過ごすことをのぞみ、へつらつてばかりで一句の仏法を示すこともなく、仏道を教えることもなく、寺の住職としての職分を忘れた振る舞いをする。(中略)これはもともと檀家にへつらうことばかりに終始し、仏法を教えることをしなかつた結果である。従つて、努めて寺に持たれることなく寺を持つようにな

ければならないのである。

(七〇九頁)

◆円頓戒から

・第一七〇・依勢悪求戒（四十八輕戒）

・第二七〇・受他別請戒（四十八輕戒）

◎要点

念仏、勤行はすべて往生のため、存命没後を問わず檀信徒の教化のためであって、対価を期待するものではない。法務の目的を取り違えてはならない。

◎解説

朝の勤行は自行であり、三界万靈の追善をなせば利他の行である。日常の法務は、年回の法要であれ、葬儀、中陰であれ、化他を念頭においてなすべきことである。いずれであっても、それらは営利を目的とするのではない。ましてや、法務にあたり高額な布施を要求し、檀信徒に経済的負担を強いることがあってはならない。また、五重相伝や授戒会

などの諸行事を行う際に発生する冥加料にしても、一人でも多くの檀信徒に結縁してもらうために、少しでも経済的負担を減らし、なるべく高額にならないよう抑えるべきであろう。

御本尊様にお仕えし、お寺を支えてきた檀信徒を存命没後を問わず教化するのが寺に住む者の勤めである。お布施の多寡について考えてもならず、況んやそれによって檀信徒への対応を変えるなど、論外のことである。法要を執行するのは、志す精霊を弔い、往生を願い、施主に念仏を称えてもらうよう勧めるためであって、対価を得るためではない。法然上人は、追善の際に布施を受け取ることさえ拒否されたのである。あくまで念仏は往生のためであって、他の目的のために行うものではない。もちろん、ある程度の経済的な裏付けがなければ寺院の護持も僧侶の生活も成り立たない。だからといって、布施という名のもとに、対価として料金を明示するようなことは控え、あくまで施主の「お気持ち」に添うべきであろう。

そもそも御本尊様にお仕えし、存命没後を問わず檀信徒を教化していることの結果として、生活が可能になるのであって、それとは反対に、法務を生活の糧にし、対価としての布施を要求し、生活のために法衣を纏うのであれば、僧侶として、もはや本末顛倒といえ

よう。『蓮門住持訓』の戒めをいま一度嘯みしめてみたい。

【参考文献】

恵谷隆戒『改訂円頓戒概論』（大東出版社、一九七八年）

『四十八卷伝』（『浄土宗聖典』巻六、浄土宗出版、一九九九年）

『和語灯録』（『浄土宗聖典』巻四、浄土宗出版、一九九九年）

『蓮門住持訓』・『統蓮門住持訓』（『蓮門住持訓』、浄土宗総合研究所編、浄土宗、二〇〇五年）

井川定慶編『法然上人傳全集』（法然上人傳全集刊行会、増補再版、一九六七年）

おわりに

今回お届けする総研叢書第一二輯は、浄土宗総合研究所「『浄土宗僧侶生活訓』の作成―宗祖の伝記と遺文を中心に―して整理・構築される浄土宗僧侶のあり方―」プロジェクト（以下、『生活訓』プロジェクト）の研究成果です。

この研究成果が完成するまでには、次のような経緯がありました。浄土宗総合研究所では例年、東京と京都でシンポジウムを開催しています。平成二五年には「危機を迎えた寺檀関係の今」という同一のテーマで東京（二月）と京都（十一月）にてシンポジウムを開催しました。寺院は檀信徒との関係の中で成り立っていますが、その関係が危機的な状況にあることがこのシンポジウムを通じて示されました。特に京都のシンポジウム（京都分室担当）では、寺院活動の現場での僧侶一人ひとりの対応が現在の状況を乗り越えるために重要であること、一人ひとりの僧侶の資質を問うことの重要性が、事例報告を通じて明らかになりました。そこで、平成二六年度から、「僧侶―いかにあるべきか―」（二六年）を共通のテーマとして掲げ、副題を「縁（えにし）のなかで（二七年）」、「行動の指針を求めて（二八年）」、「信頼される僧侶（二九年）」とする一連のシンポジウムを京都にて開催

しました。二七年度までの三回の内容は、総研叢書第九集『僧侶、いかにあるべきか』（平成二八年）にて報告されています。

この時期には研究所外でも浄土宗僧侶の資質を問う動きがありました。平成二六年度浄土宗総合学術大会で「これからの浄土宗僧侶像を考える―現代社会を見すえて―」をテーマに基調講演とシンポジウムが行われました。また平成二八年度からは「教師の資質向上」を目的として教師研修会の制度が始まりました。こうした動きは、浄土宗内にて「浄土宗僧侶はいかにあるべきか（浄土宗僧侶の資質）」が広く問われていることのあらわれといえます。

平成二八年に教化研修機構・教化研修会館が設立されると、浄土宗総合研究所では分室を教化研修会館に移しました。それと同時に「僧侶の資質」について、これまで考察してきた「僧侶、いかにあるべきか」という理念に基づいて、それをいかに実現するのかという具体案を提示するため、教化研修機構費によって『生活訓』プロジェクトを分室に設置しました（平成二八、二九年度）。このプロジェクトでは、私たちが浄土宗僧侶としていかにあるべきかを、法然上人や過去の浄土宗僧侶の発言を通して自問し、他方では現在様々な立場から発信される僧侶に対する批判や評価について、現代に生きる自らの問題と

して考え、江戸時代の『蓮門住持訓』に倣い、現代の寺院の現場に生きる僧侶の行動の指針を提示することを目標としました。その成果としての十二箇条からなる『浄土宗僧侶生活訓』パイロット版を令和元年度京都開催のシンポジウム「あるべき僧侶の姿を目指して―『浄土宗僧侶生活訓』の公開―」にて参加された方々に提示いたしました。十二箇条の条項は、世襲し婚姻し兼業の中で役割を果たす現代日本の僧侶の現実を踏まえ、浄土宗僧侶としての信仰と行の在り方、寺院で生活する者が檀信徒からどのように見られるのか、という視点からまとめたものです。そういう点で、『蓮門住持訓』では対応しきれない現代日本の僧侶の現状を踏まえ、自行化他としての念仏のみでは対応しきれない対社会的な側面にも目を配った内容としています。

『浄土宗僧侶生活訓』を総研叢書として公開するにあたり、当時浄土宗総合研究所所長として右記のシンポジウムや『生活訓』プロジェクトをご指導頂いた藤本浄彦大本山くろ谷金戒光明寺御法主台から「はじめに」のお言葉を頂戴しました。また、令和元年のシンポジウムにおいて基調講演を賜り浄土宗総合研究所運営委員として『生活訓』策定に多くのご助言を頂戴した松岡玄龍上人からは第一章に「僧侶―出家・教師として―」と題して浄土宗僧侶のあるべき姿について思いを語っていただきました。

第二章と第三章が『生活訓』プロジェクトで作成した『浄土宗僧侶生活訓』の実質的な内容です。第二章は総論として『生活訓』作成の理由と目的をまとめたものです。考察の基礎としたデータはパイロット版作成時の浄土宗総務局（現・浄土宗総務部）からご提供いただき、公開の許可を頂戴しました。第三章では『生活訓』の条項として十二箇条を提示しました。それぞれの条項には、関連する法然上人のお言葉、円頓戒の条項、『蓮門住持訓』の記述を挙げ、要点と解説を付しました。条項自体はパイロット版と変わりませんが、要点・解説の内容は大きく変更したところがあります。パイロット版に対して頂戴したご意見やご批判を検討し、内容に反映させたところもあります。この部分の草稿は、第二章と第三章の第一、三、四、八、十、十一條を井野周隆研究員（『生活訓』プロジェクト主務）、第三章の第二、五、六、七、九、十二條を齊藤舜健主任研究員が執筆しました。これを研究会にて何度も修正を繰り返し素案としてまとめ、若干の修正を経てパイロット版としました。その後、分室内で更に練り直しを重ねて完成稿に落ち着きました。研究会にて修正を繰り返したため、完成稿は草稿の原形を留めないほどになったことを申し添えておきます。

『生活訓』プロジェクトのメンバーは、以下の通りです。

研究代表…藤本浄彦前浄土宗総合研究所長

研究主務…井野周隆

研究員…齊藤舜健、市川定敬、田中芳道、八橋秀法、柴田泰山、南宏信、安達俊英、

善裕昭、曾田俊弘、伊藤茂樹、上野忠昭、中川正業、角野玄樹、米澤実江子

また、総研叢書の編集作業には「現代社会における戒と倫理―授戒の意義―」プロジェクト研究スタッフの岩井正道師に参加していただきました。

『生活訓』全十二箇条は浄土宗僧侶として自らの信仰と実践を確立し深めるいわば自行の面と、教えを伝えるために必要な檀信徒などからの信頼を失わないことを目的とする化他に関わる部分を含んでいます。いずれの条項も行動の指針は挙げていますが、はっきりとした数値目標はあえて設定していません。これらの条項は、浄土宗僧侶一人ひとりが僧侶としての在り方をご自身で考え行動していただくための材料であると考えているからです。ご参考にしていただければ幸いです。

令和四年三月

浄土宗総合研究所主任研究員 齊藤舜健

総研叢書 第12集

浄土宗僧侶生活訓
—あるべき僧侶の姿を目指して—

令和4年3月1日 発行

編集 浄土宗総合研究所
発行 浄土宗

浄土宗宗務庁

〒605-0062 京都府京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-2200(代)

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

TEL 03-3436-3700(代)

<https://jodo.or.jp/>

浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4

TEL 03-5472-6571(代)

<http://jsri.jodo.or.jp/>